

# 成 田 市

## 子ども・子育て支援事業計画

(案)





# も く じ

---

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>1 計画の策定にあたって</b> .....             | 1  |
| (1) 計画策定の背景 .....                     | 1  |
| (2) 計画の期間 .....                       | 2  |
| (3) 計画の位置づけ .....                     | 2  |
| (4) 計画の対象 .....                       | 3  |
| (5) 計画の策定方法 .....                     | 3  |
| <b>2 子どもを取り巻く現状</b> .....             | 4  |
| (1) 統計による現状 .....                     | 4  |
| (2) 教育・保育サービス等の実施状況.....              | 8  |
| (3) 今後の人口の見通し .....                   | 12 |
| (4) アンケート調査結果の概要 .....                | 13 |
| (5) これまでの市の取り組み（次世代育成支援行動計画の進捗） ..... | 19 |
| <b>3 計画の基本的な考え方</b> .....             | 20 |
| (1) 基本理念 .....                        | 20 |
| (2) 基本目標 .....                        | 21 |
| (3) 施策体系 .....                        | 22 |
| <b>4 施策の展開</b> .....                  | 23 |
| (1) 就学前児童の家庭への支援の充実.....              | 23 |
| (2) 学童期を伸びやかに育む環境づくり .....            | 32 |
| (3) 子育てを応援する環境づくり .....               | 34 |
| <b>5 計画における数値目標および確保方策</b> .....      | 41 |
| (1) 子ども・子育て支援新制度に基づく内容 .....          | 41 |
| (2) 教育・保育 .....                       | 43 |
| (3) 地域子ども・子育て支援事業 .....               | 45 |
| <b>6 計画の推進</b> .....                  | 50 |
| (1) 計画の周知 .....                       | 50 |
| (2) 計画の推進体制 .....                     | 50 |



## （１）計画策定の背景

わが国では近年、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢の変化等に伴い、急速な少子化が進行しています。また、世帯の少人数化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。少子化が加速することは、人口構造に不均衡をもたらし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そのため、安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもが健やかに成長できるよう、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかしながら、子どもや子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。その後、平成 24 年には、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定され、市町村においては、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

成田市（以下「本市」という。）においては、平成 21 年度に「成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「市民みんなで支える 楽しい子育てのまち」の基本理念のもと、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

この度、策定する「成田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、「成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」が期間満了を迎えるにあたり、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である「成田市新総合計画」や「成田市総合保健福祉計画」等との整合を図りながら、サービス基盤の整備などを着実に推進するための指針として策定するものです。

## (2) 計画の期間

○本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。なお、急激な社会情勢の変化や計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合などには、計画期間中においても必要に応じて見直しを検討します。

| (年度) |                       |     |     |     |           |      |     |     |
|------|-----------------------|-----|-----|-----|-----------|------|-----|-----|
| H26  | H27                   | H28 | H29 | H30 | H31       | H32  | H33 | H34 |
| 計画策定 | 成田市子ども・子育て支援事業計画（本計画） |     |     |     |           |      |     |     |
|      |                       |     |     |     | 評価・次期計画策定 | 次期計画 |     |     |

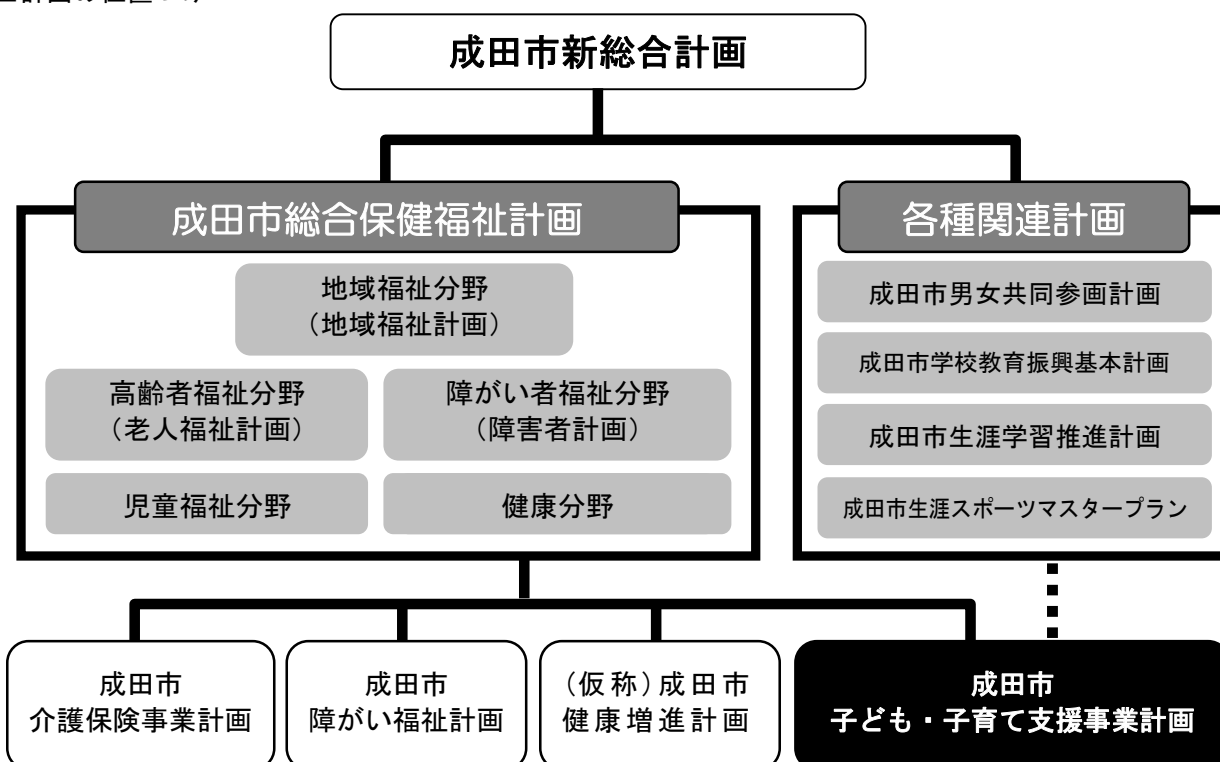
## (3) 計画の位置づけ

○子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

○時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が平成 37 年まで延長されたことを受け、同法第8条に基づき平成 22 年3月に策定した「成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画とします。

○上位計画の「成田市新総合計画」、「成田市総合保健福祉計画」をはじめ、各種関連計画との整合・連携を図った計画とします。

### ■計画の位置づけ



## (4) 計画の対象

○本計画の対象は、おおむね乳幼児期から学童期までの子どもとその家庭を対象としています。ただし、施策・事業の内容によっては、必要に応じて、対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。

## (5) 計画の策定方法

○計画は以下の手法・フローにより策定しました。



※ ..... は、市民参画による策定プロセスを示す

## 2

# 子どもを取り巻く現状

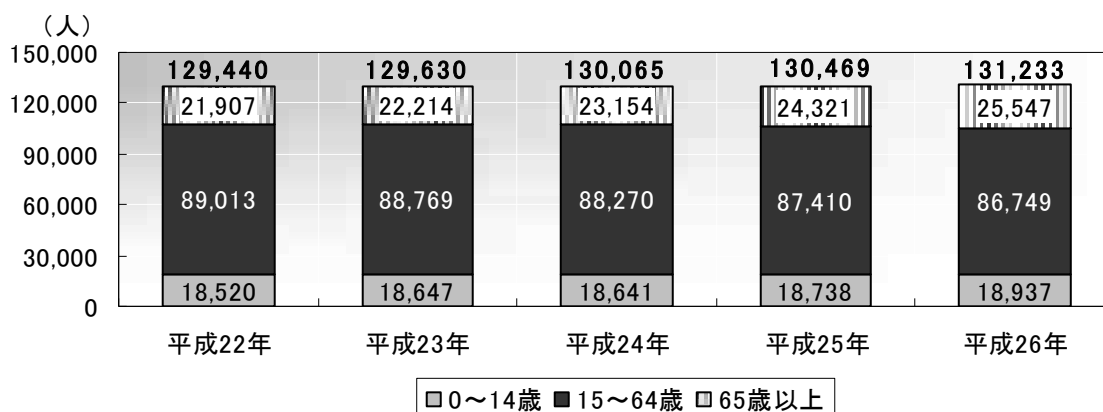
## (1) 統計による現状

### ①人口の動向

本市の総人口は緩やかな増加傾向を示しており、平成 26 年時点で 131,233 人となっています。

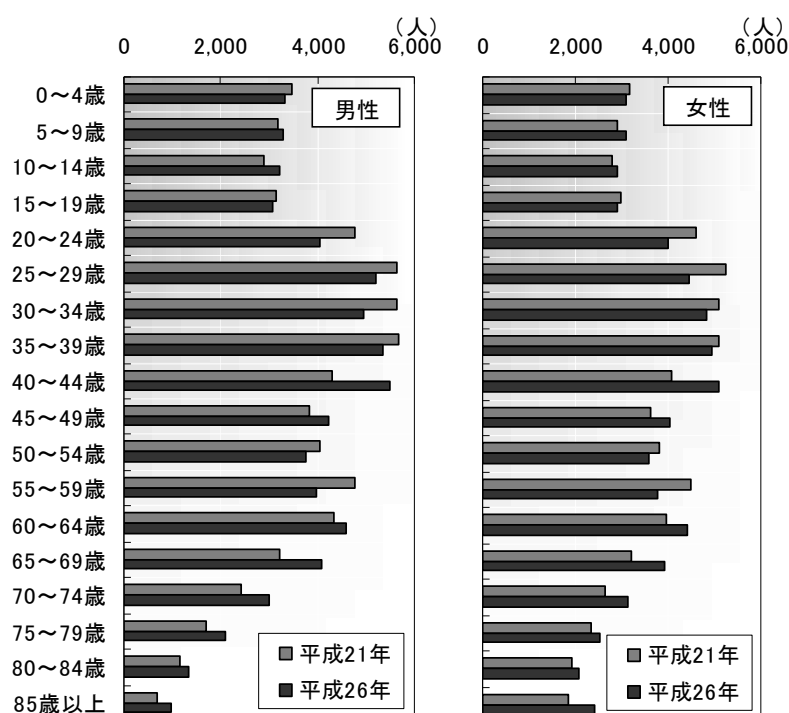
また、年齢 3 区分別の人口の推移については、0～14 歳の年少人口および 65 歳以上の高齢者人口は増加しているのに対し、15～64 歳の生産年齢人口は減少しています。

#### ■総人口および年齢 3 区分別の人口の推移



資料：住民基本台帳

#### ■5歳階級別人口（平成 21 年と平成 26 年の比較）



5歳階級別の人口をみると、20 歳代後半から 40 歳代前半および 60 歳代前半の人口が多くなっています。

また、平成 21 年と平成 26 年を比較すると、20～30 歳代は少なくなっている一方で、40 歳代および 60 歳以上の人口は増加しています。

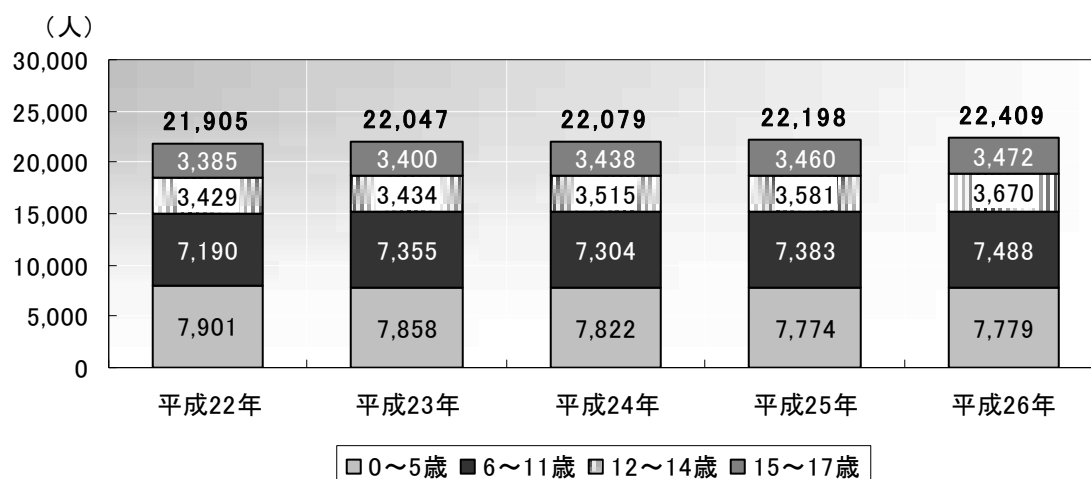
資料：住民基本台帳



本市の 18 歳未満の児童人口をみると、総人口の増加に伴い、児童人口も増加傾向を示しています。特に、12～14 歳の中学生年代の人口が伸びており、この5年で 1.07 倍となっています。

一方、0～5 歳の就学前年代については、児童人口全体が増加しているにもかかわらず、おおむね減少傾向となっています。

#### ■児童人口の推移

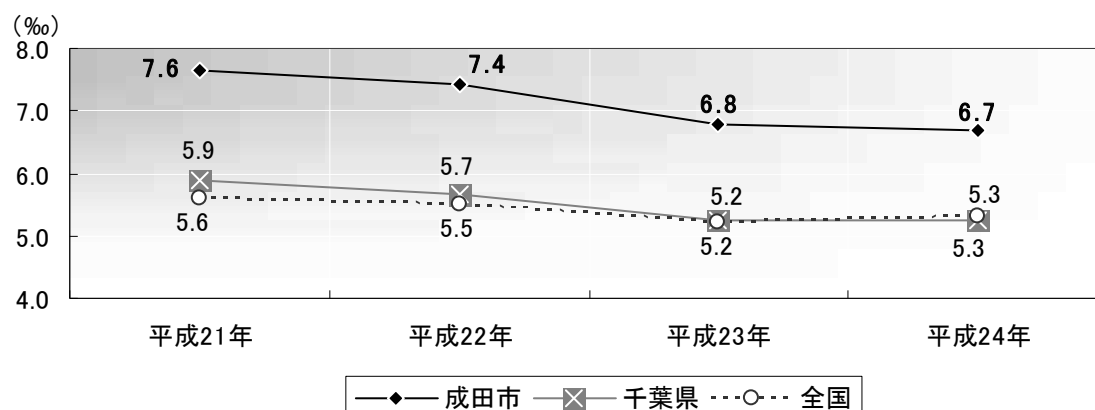


資料：住民基本台帳

## ②婚姻の動向

本市の婚姻率は、平成 24 年時点で人口千人あたり 6.7 件となっており、全国および千葉県の水準を上回って推移していますが、平成 21 年以降は、減少傾向が続いています。

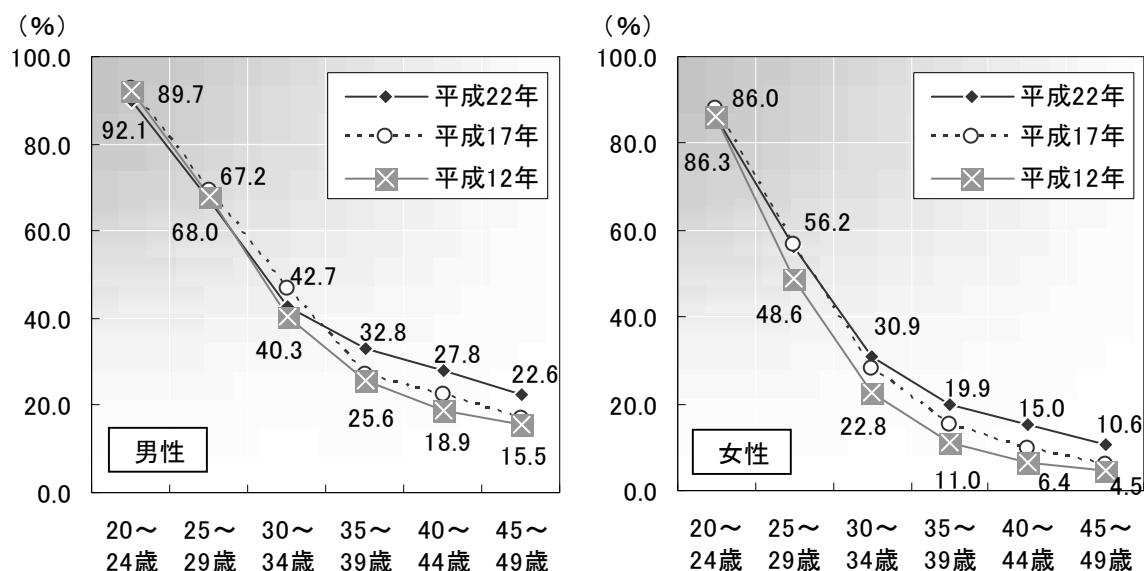
#### ■婚姻率の推移



資料：衛生統計年報

本市の20歳代から40歳代の未婚率をみると、この10年で、全体的に増加しており、特に男性は30歳代後半から40歳代前半、女性は20歳代後半から40歳代前半で未婚率が大幅に増加している状況です。

#### ■未婚率の推移

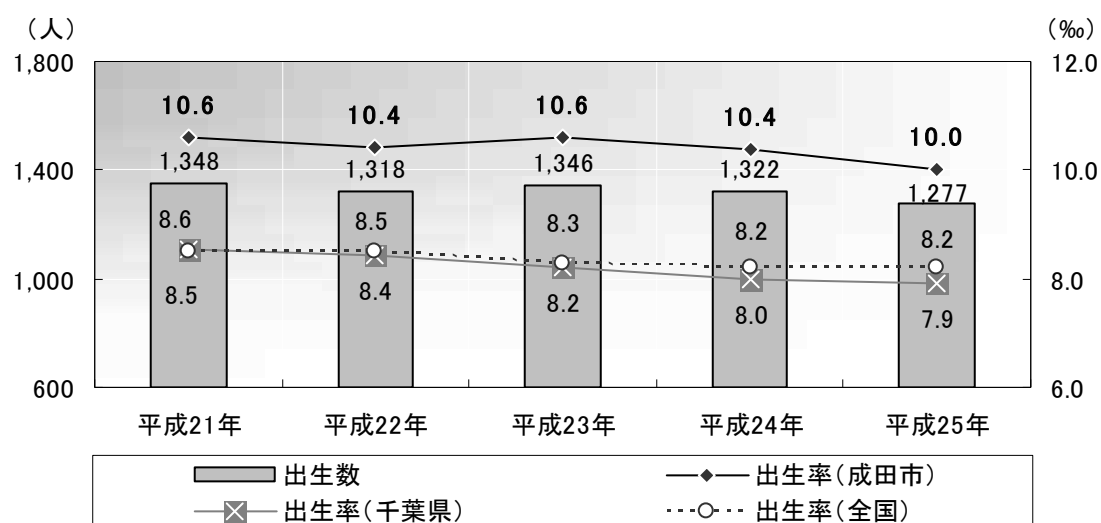


資料：国勢調査（数値は平成12年と平成22年のみ）

### ③出生の動向

本市の出生数をみると、平成25年時点で1,277人となっており、近年減少傾向となっています。また、出生率についても減少しているものの、全国および千葉県の水準を上回っている状況です。

#### ■出生数および出生率の推移

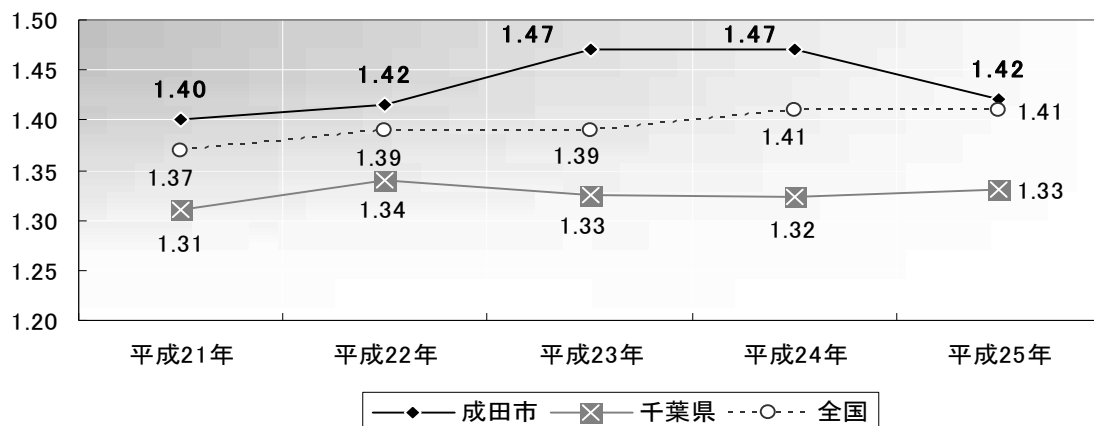


資料：衛生統計年報

女性が一生の間に産むと推定される子どもの数を示した合計特殊出生率の推移をみると、全国および千葉県の水準を上回って推移していますが、平成 24 年までの増加傾向が平成 25 年には減少に転じています。

また、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる人口置換水準は、平成 24 年の時点で 2.07 であるため、1.42 と下回っている状況です。

#### ■合計特殊出生率の推移

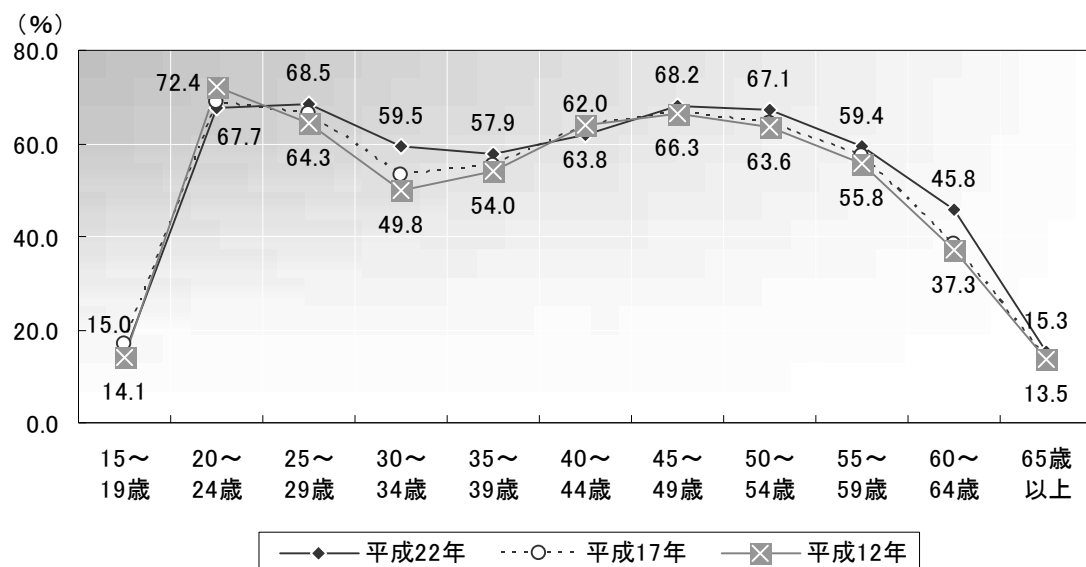


資料：衛生統計年報

#### ④就労の動向

本市の女性の就業率の推移をみると、20 歳代で上昇、30 歳代で減少に転じ、その後 40 歳代で再び増加する、いわゆるM字曲線を描いています。しかし、この 10 年でM字の「谷」の部分が浅く、台形に近づく形となっており、女性が 30 歳代でも引き続き就労している状況となっています。なお、この状況は全国的な傾向と一致しています。

#### ■女性の就業率の推移



資料：国勢調査（数値は平成 12 年と平成 22 年のみ）

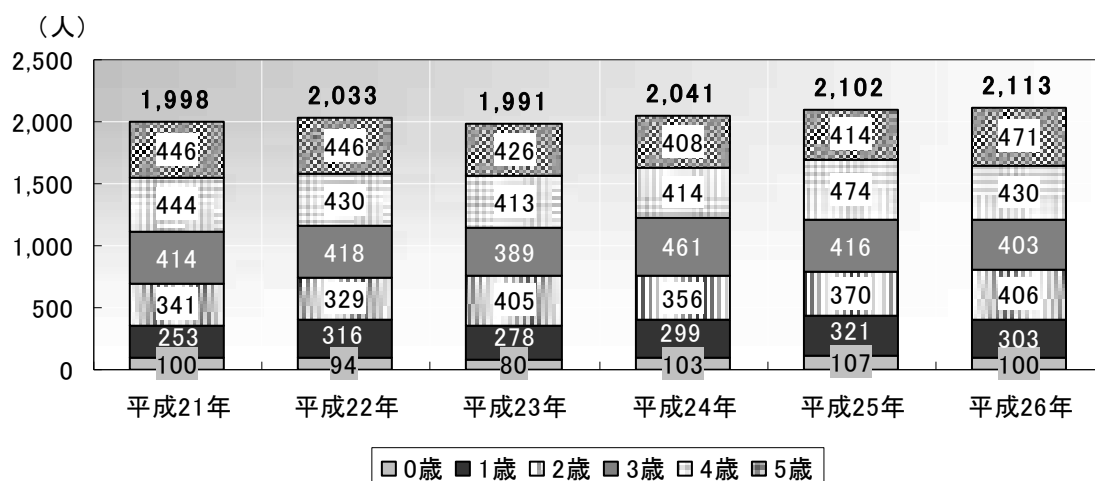
## (2) 教育・保育サービス等の実施状況

### ① 保育園・幼稚園の状況

保育園の入所者数は、平成23年に一時的に減少したものの、おおむね増加傾向を示しており、平成26年時点で2,113人となっています。年齢別では、3歳以降の子どもが占める割合はおおむね横ばいで、0歳から2歳の子どもが占める割合が増加している状況です。

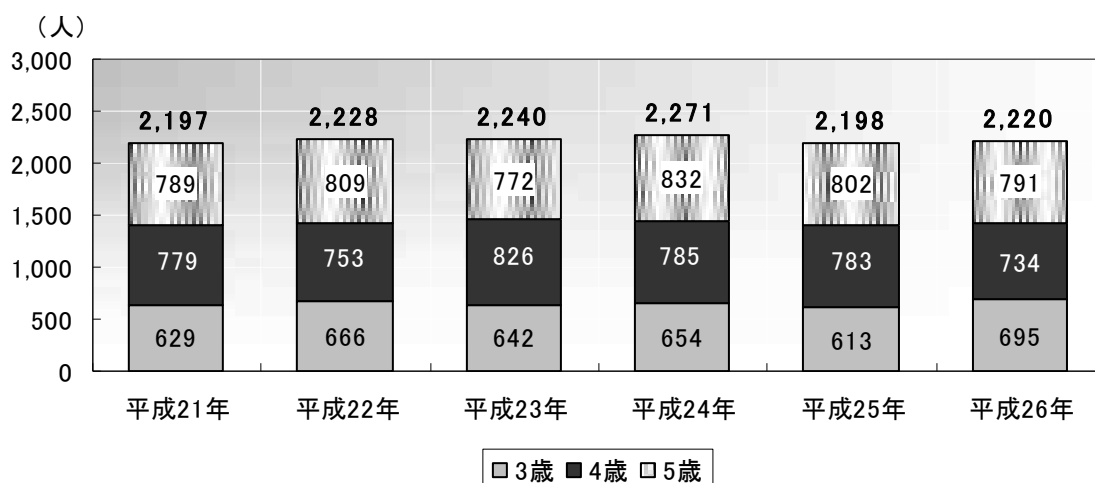
また、幼稚園の入園者数はおおむね横ばいで推移しています。

#### ■ 年齢別保育園入所者数の推移



資料：保育課

#### ■ 年齢別幼稚園入園者数の推移

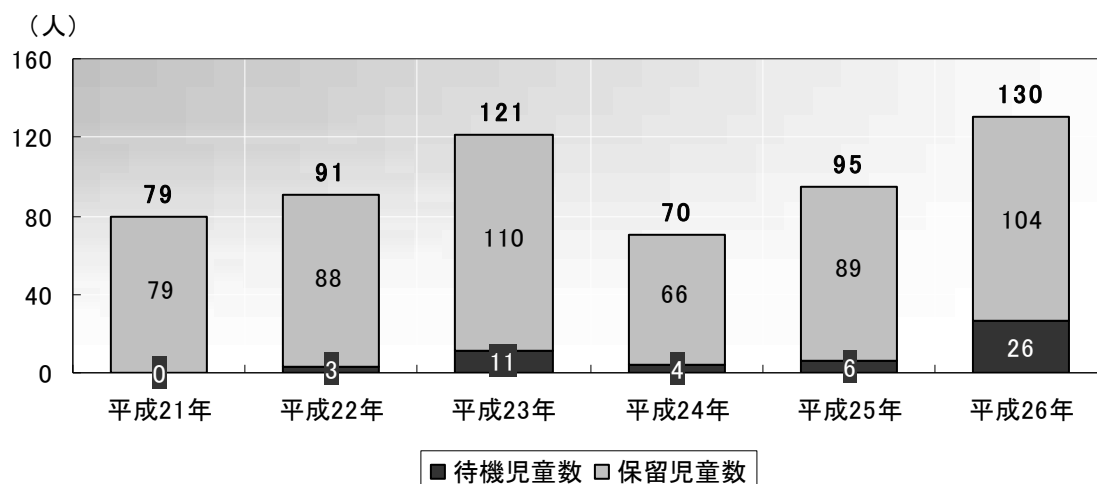


資料：保育課

## ②保育園の待機児童および保留児童の状況

保育園の待機児童数および保留児童数は、施設整備に伴う定員増等により、平成 24 年に一時的に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

### ■保育園の待機児童数および保留児童数の推移

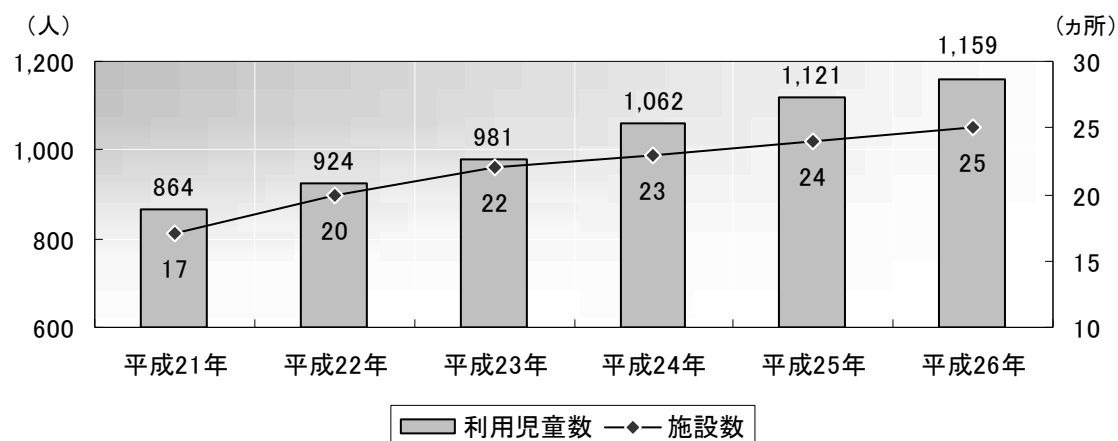


資料：保育課

## ③放課後児童健全育成事業（児童ホーム）の状況

児童ホームの整備に伴い、利用児童数は年々増加しており、平成 26 年時点で 1,159 人となっています。

### ■児童ホームの施設数および利用児童数の推移

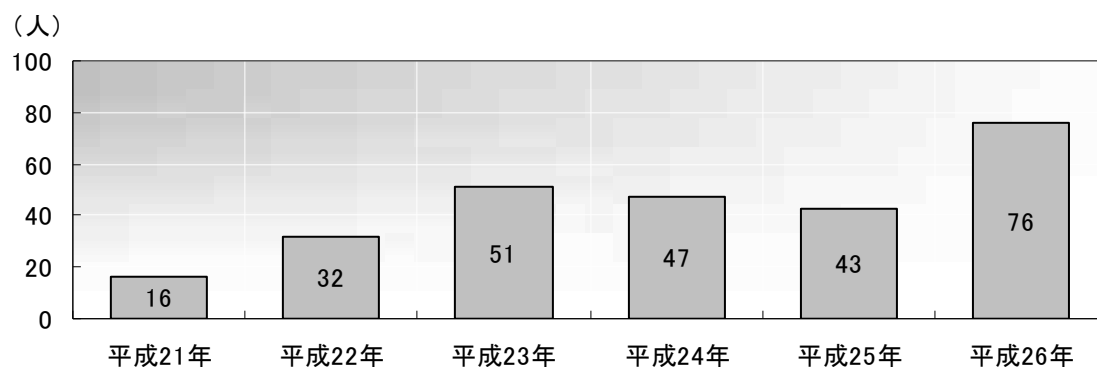


資料：保育課

#### ④児童ホームの待機児童の状況

児童ホームの待機児童数は、平成 23 年以降減少傾向となっていましたが、平成 26 年は増加しています。

##### ■児童ホームの待機児童数の推移



資料：保育課

#### ⑤子育て支援サービスの状況

##### ア) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、地域の中で子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育てを援助したい方（協力会員）の会員による相互援助を支援する組織です。

##### ■ファミリー・サポート・センターの会員数

単位：人

|      | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用会員 | 93       | 96       | 97       | 102      | 108      |
| 協力会員 | 36       | 32       | 39       | 43       | 43       |
| 両方会員 | 5        | 6        | 5        | 6        | 6        |

資料：子育て支援課

##### イ) 一時保育

保護者の就労や傷病、災害、出産その他育児疲れによるリフレッシュなどの理由により、一時的に家庭における保育が困難な場合に、保育園で児童を預かる制度です。

##### ■一時保育の利用状況

単位：人

|      | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 9,822    | 11,217   | 10,397   | 11,022   | 10,581   |

資料：保育課

## ウ) 地域子育て支援センター

子どもが安心して遊び、保護者が育児相談や子育て仲間と出会い交流できる場として、「なかよしひろば」を運営しています。平成 25 年度には、公津の杜複合施設（もりんぴあこうづ）内に新たに設置しました。

また、保育園に併設している地域子育て支援センターでも、保護者の子育て相談等を行っています。

### ■地域子育て支援センターの利用状況

単位：人

|                        | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| なかよしひろば(子ども館)          | 15,081   | 17,431   | 18,738   | 18,892   | 19,612   |
| なかよしひろば(三里塚コミュニティセンター) | 8,927    | 10,085   | 9,331    | 11,895   | 11,496   |
| なかよしひろば(もりんぴあこうづ)      | －        | －        | －        | －        | 31,441   |
| 青空ゆめひろば(長沼保育園)         | 2,059    | 1,875    | 1,474    | 1,711    | 1,651    |
| ひだまり(大栄保育園)            | 1,413    | 1,587    | 719      | 426      | 349      |
| かるがもCLUB(宗吾保育園)        | －        | 938      | 544      | 520      | 380      |
| つくしんぼCLUB(公津の杜保育園)     | －        | 1,625    | 1,653    | 3,361    | 2,705    |
| 合 計                    | 27,480   | 33,541   | 32,459   | 36,805   | 67,634   |

資料：子育て支援課  
保育課

## エ) 病児・病後児保育

子どもが病気または病気の回復期に、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、一時的に保育を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る事業です。

本市では、「なのはなクリニック 病児保育室 ゼフィルス」で実施しています。

市外からの利用を含めた利用者数、市民のみの利用者数ともに、平成 24 年度までは増加傾向を示していましたが、平成 25 年度はやや減少しています。

### ■病児・病後児の利用状況

単位：人

|      | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 257      | 372      | 568      | 570      | 542      |
| うち市民 | 216      | 275      | 417      | 434      | 400      |

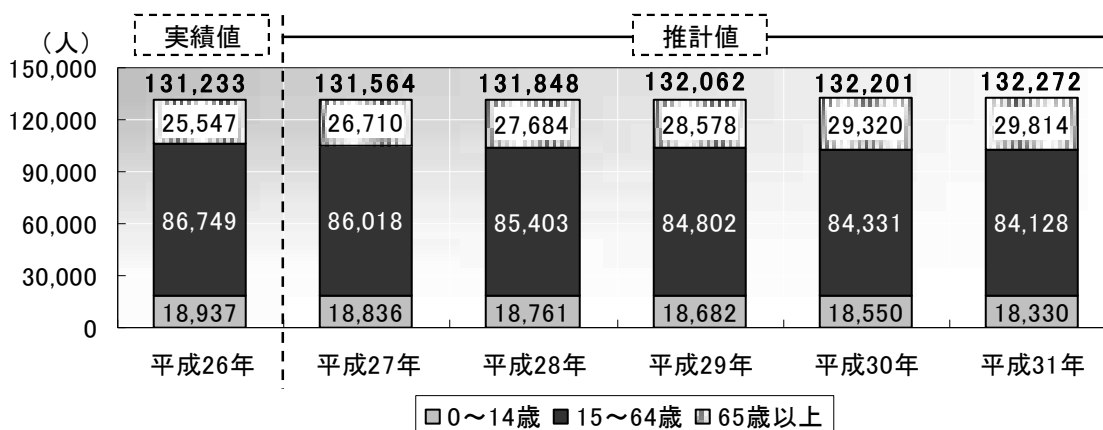
資料：子育て支援課

### (3) 今後の人口の見通し

#### ①総人口の見通し

平成 22 年から平成 26 年の住民基本台帳人口（男女別・1 歳階級別）をベースにコーホート要因法により算出した本市の今後の総人口の見通しは以下のとおりです。平成 31 年まで、緩やかな増加傾向が続くことが見込まれます。

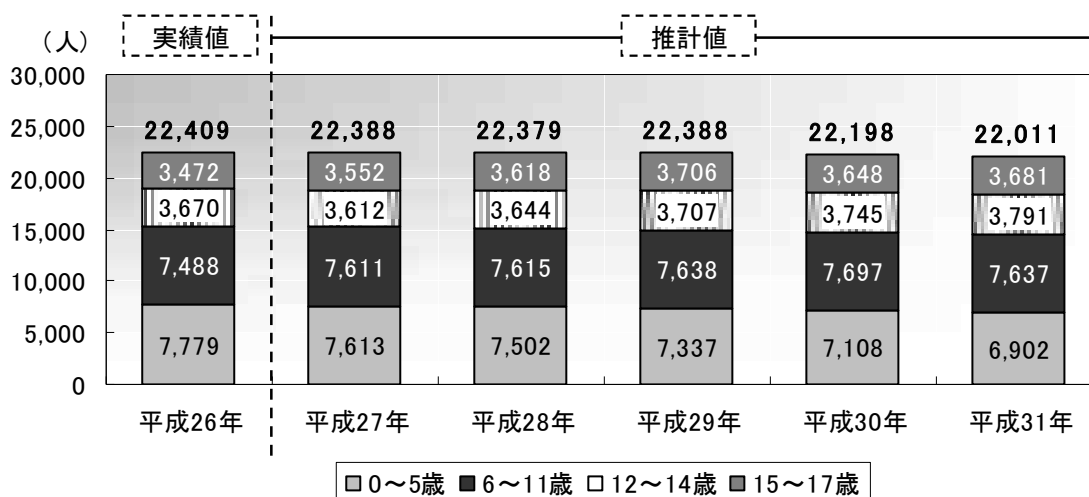
##### ■総人口の見通し



#### ②児童人口の見通し

本市の今後の児童人口の見通しは以下のとおりです。0～5歳の就学前児童人口は減少、6～11歳の小学生児童人口は、緩やかに増加し、その後減少に転じます。また、12～14歳の中学生人口は増加、15～17歳の高校生人口は増減しながら横ばいで推移することが見込まれます。

##### ■児童人口の見通し





## (4) アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、平成 25 年 9 月から 11 月に、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5 歳）の保護者を対象とした、「子育て支援ニーズ調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

以下に、主な結果を示します。

なお、「前回」とは、平成 21 年 2 月から 3 月に実施した「成田市次世代育成支援に関するニーズ調査」における就学前児童調査（配布数 1,000 件、回収率 50.0%）のことを指します。

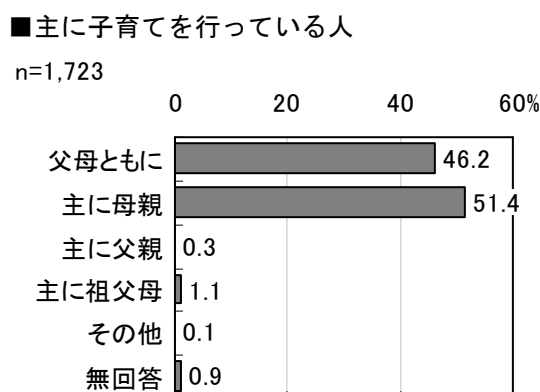
グラフ等の n 数(n=〇〇〇)は、サンプル数(集計対象者総数または回答者数)を表しています。

### ■調査方法・回収状況

| 調査方法                              | 配布数     | 回収数                            | 回収率   |
|-----------------------------------|---------|--------------------------------|-------|
| 郵送配布<br>回収は郵送またはインターネットによる回答の選択方式 | 3,894 件 | 1,723 件<br>(うち、インターネット回答 30 件) | 44.2% |

### ①主に子育てを行っている人について

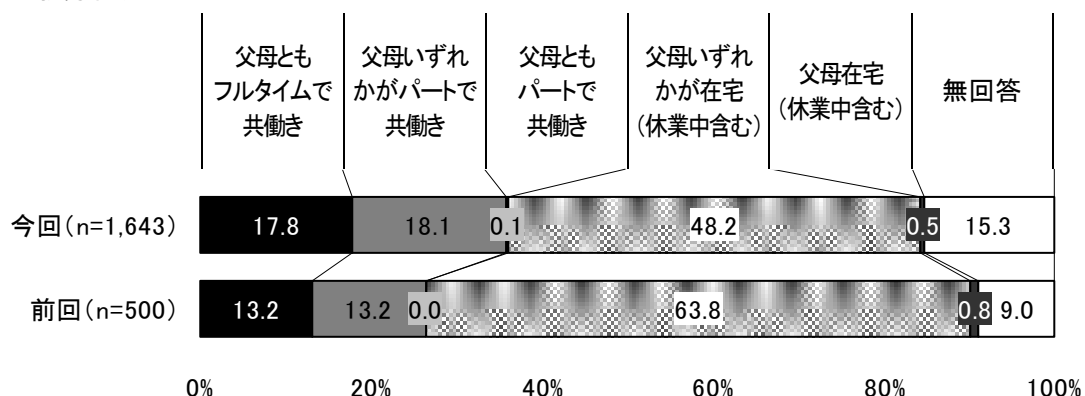
主に子育てを行っている人としては、「主に母親」と回答した方が 51.4%、「父母ともに」と回答した方が 46.2%となっています。



### ②保護者の就労状況について

保護者の就労状況については、「父母いずれかが在宅（休業中含む）」が約半数、就労形態にかかわらず共働き世帯が 3 割半ばとなっています。また、前回調査と比較すると、就労形態にかかわらず共働き世帯が増加しています。

### ■保護者の就労状況



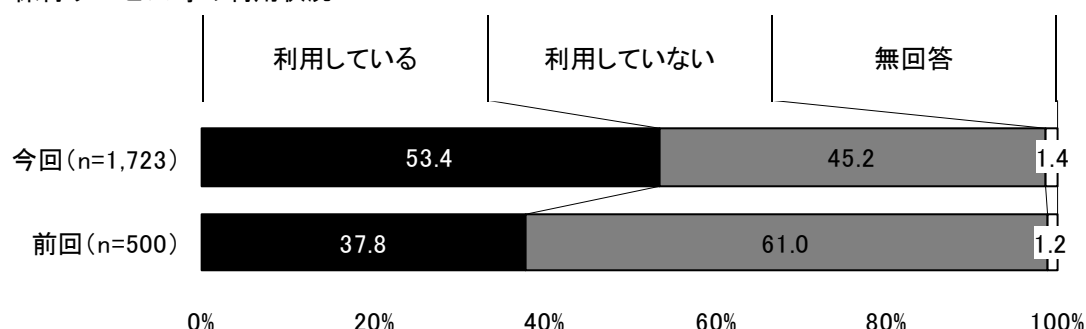
### ③教育・保育サービス等の利用について

定期的な教育・保育サービスの利用状況については、「利用している」が半数を超えており、前回調査よりも 15 ポイント以上増加しています。

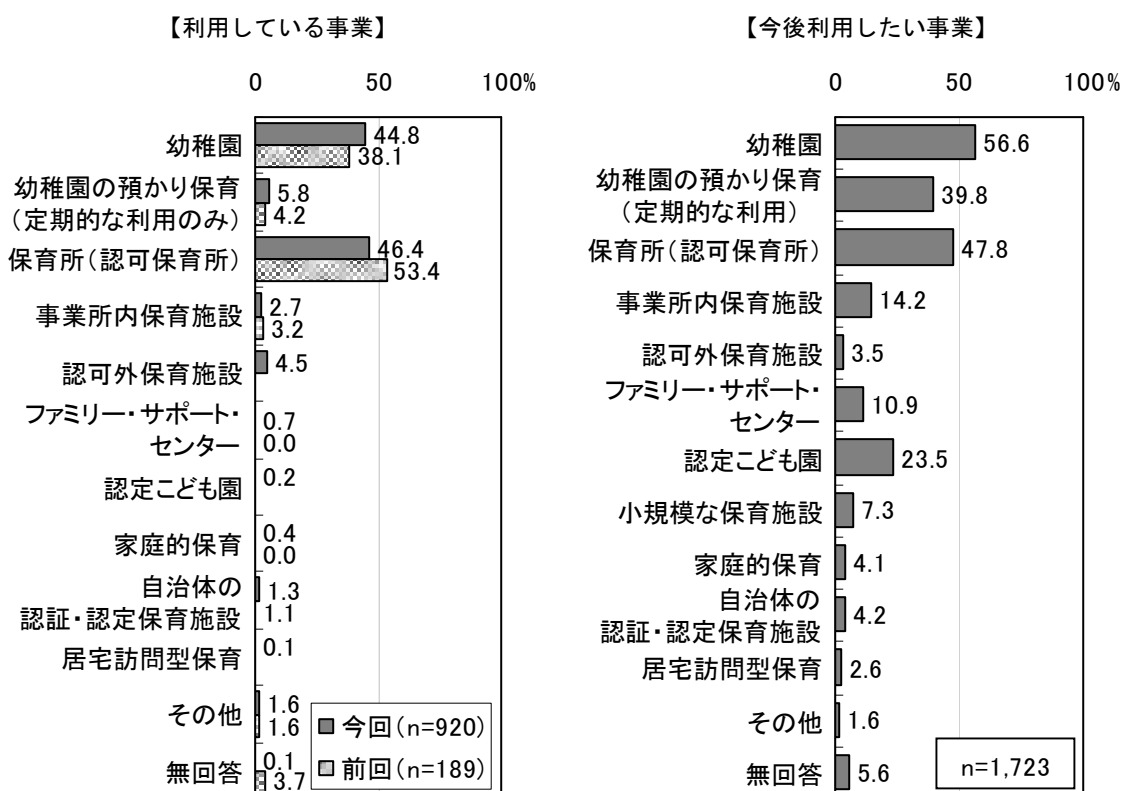
また、利用している事業は、「保育所（認可保育所）」が最も高く、次いで「幼稚園」となっています。しかし、前回調査と比較すると、「幼稚園」は増加している一方で、「保育所（認可保育所）」は減少しています。

今後利用したい事業については、現在利用している事業とは上位 2 項目の順位が入れ替わっており、「幼稚園」が半数を超え最も高くなっています。

#### ■教育・保育サービス等の利用状況

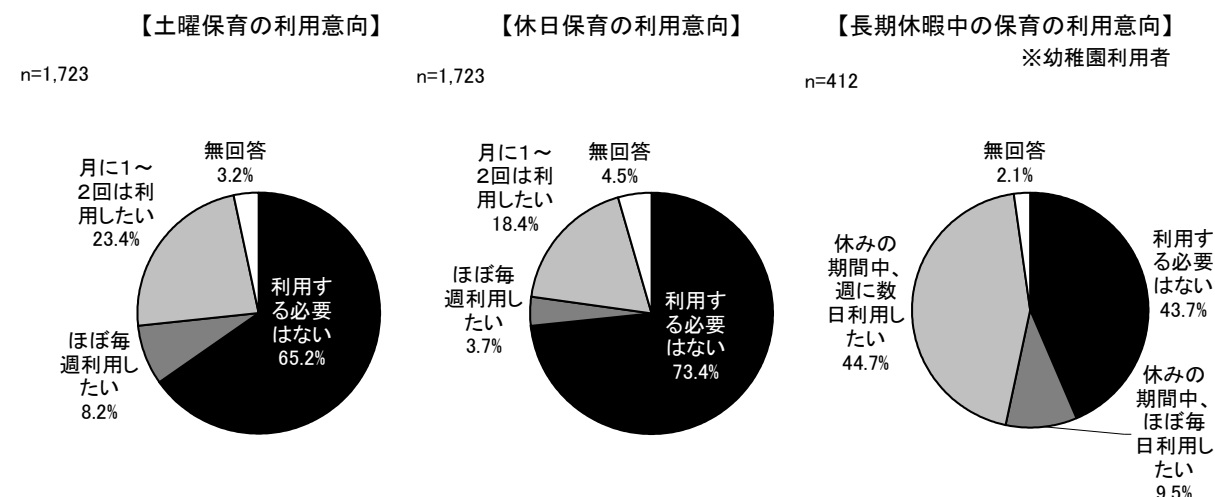


#### ■利用している事業／今後利用したい事業



土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育サービスの利用意向については、土曜・休日ともに「利用する必要はない」が6割から7割以上を占めているものの、幼稚園利用者における長期休暇中の利用意向は「週に数日」「毎日利用したい」を加えると半数を超えています。

# ■教育・保育サービス等の利用意向



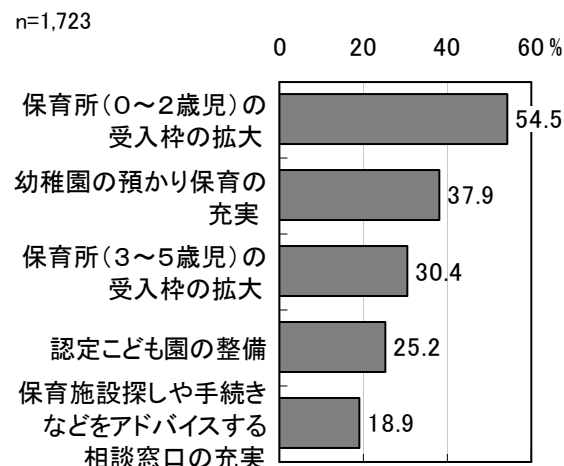
保育・子育てサービスを選択する際に重視する点を見ると、「自宅の近く」という地理的条件が最も高くなっています。また、利用している事業によっても違いがみられます。

# ■保育・子育てサービスを選択する際に重視する点（上位5項目）

|                   | 1位             | 2位                        | 3位                        | 4位                         | 5位                      |
|-------------------|----------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 全体<br>n=1,723     | 自宅の近く<br>75.2% | スタッフ等の対応や園の印象がよい<br>63.1% | 給食を提供している<br>45.0%        | 施設・設備が清潔で整っている<br>37.4%    | 保育料が安い<br>28.8%         |
| 幼稚園利用者<br>n=412   | 自宅の近く<br>71.4% | スタッフ等の対応や園の印象がよい<br>69.7% | 給食を提供している<br>44.4%        | 施設・設備が清潔で整っている<br>37.1%    | 送迎サービスを行っている<br>35.2%   |
| 認可保育所利用者<br>n=427 | 自宅の近く<br>81.3% | 給食を提供している<br>56.2%        | スタッフ等の対応や園の印象がよい<br>51.1% | 夜間や休日、延長保育に対応している<br>38.2% | 施設・設備が清潔で整っている<br>27.6% |

待機児童の減少に向け、有効な取り組みについては、「保育所（0～2歳児）の受入枠の拡大」が半数を超え最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育の充実」「保育所（3～5歳児）の受入枠の拡大」と続いています。また、「保育施設探しや手続きなどをアドバイスする相談窓口の充実」も上位となっています。

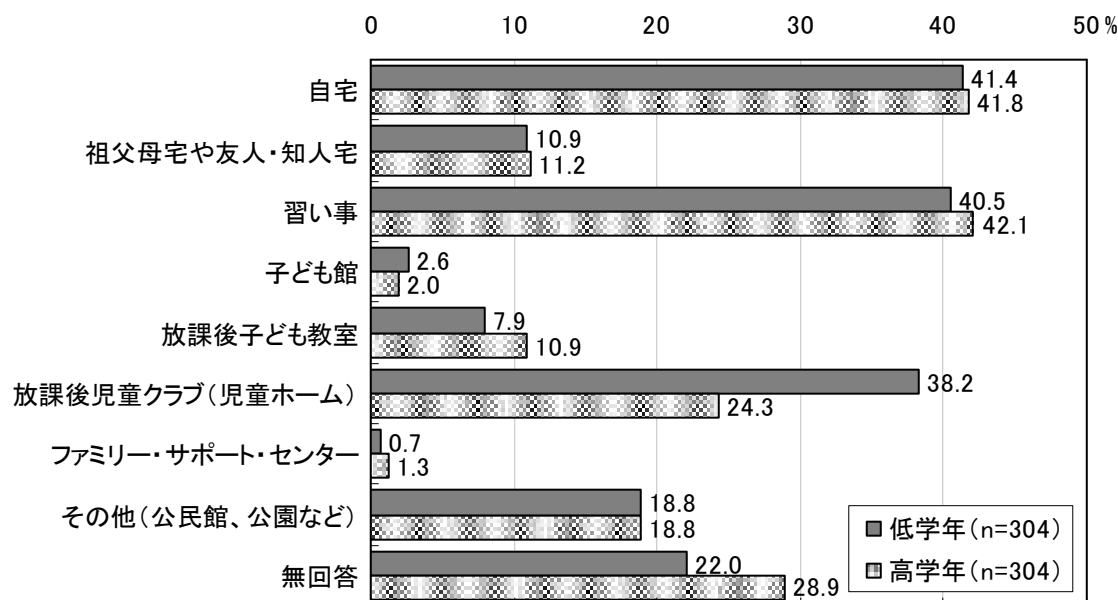
# ■待機児童減少に有効な取り組み（上位5項目）



#### ④放課後の過ごし方の希望について

放課後の過ごし方の希望については、低学年、高学年ともに「自宅」や「習い事」が高くなっています。また、低学年では「放課後児童クラブ（児童ホーム）」が約4割となっており、放課後の居場所としての意向が高いことがうかがえます。

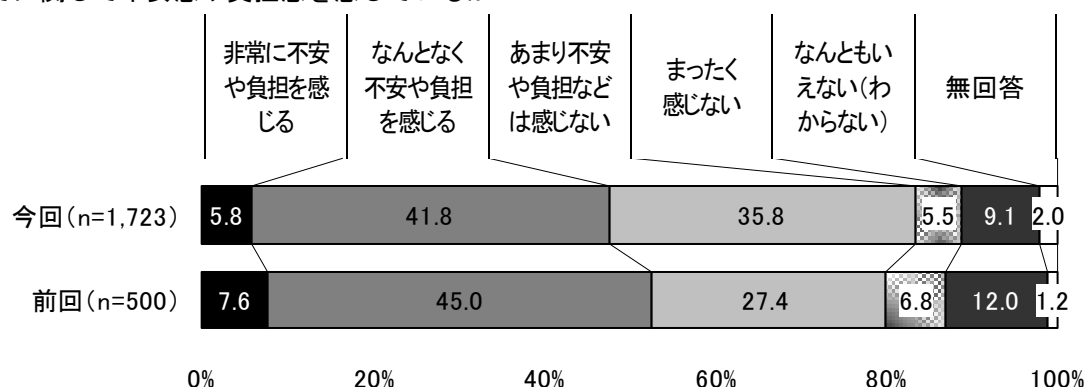
■放課後の過ごし方の希望（回答者：5歳児以上の子を持つ保護者）



#### ⑤子育て全般について

子育てに関して不安や負担を感じているかについては、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた「不安や負担を感じる」が4割半ばとなっています。しかし、前回調査と比較すると、「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」いずれもやや減少していることがわかります。

■子育てに関して不安感や負担感を感じているか



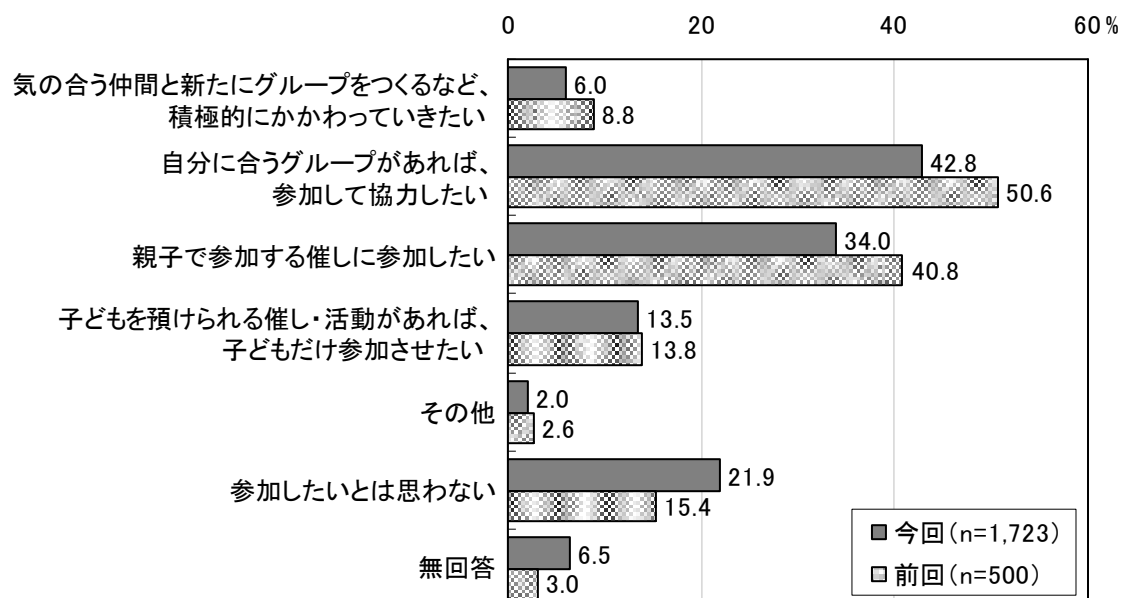
子育てに関して、日ごろ悩んでいること、または気になることについては、「食事や栄養に関すること」や「病気や発育・発達に関すること」が高くなっています。また、子育てについて不安や負担を感じている程度別では、身体の疲れや子どもへの接し方や育児に自信が持てない、出費がかさむ、といった項目で違いがみられます。

■子育てに関して、日ごろ悩んでいること、または気になること（上位5項目）

|                                 | 1位             | 2位                | 3位                    | 4位                | 5位                    |
|---------------------------------|----------------|-------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|
| 全体<br>n=1,723                   | 食事や栄養に関すること    | 病気や発育・発達に関すること    | 子育てに係る出費がかさむこと        | 自分の時間が十分とれないこと    | 子育てによる身体の疲れが大きいこと     |
|                                 | 38.5%          | 33.5%             | 27.6%                 | 26.4%             | 22.7%                 |
| 子育てに関して非常に不安や負担を感じる人<br>n=100   | 病気や発育・発達に関すること | 子育てによる身体の疲れが大きいこと | 子どもとの接し方や育児に自信が持てないこと | 子育てに係る出費がかさむこと    | 自分の時間が十分とれないこと        |
|                                 | 53.0%          | 52.0%             | 51.0%                 | 47.0%             | 44.0%                 |
| 子育てに関してなんとなく不安や負担を感じる人<br>n=721 | 食事や栄養に関すること    | 病気や発育・発達に関すること    | 自分の時間が十分とれないこと        | 子育てによる身体の疲れが大きいこと | 子どもとの接し方や育児に自信が持てないこと |
|                                 | 44.9%          | 42.0%             | 36.6%                 | 32.3%             | 31.2%                 |

保護者同士の自主的な活動への参加意向については、「自分に合うグループがあれば、参加して協力したい」が最も高く、次いで「親子で参加する催しに参加したい」となっており、前回調査とほぼ同様の傾向となっているものの、全体的な意向は低くなっています。また、「参加したいとは思わない」がやや増加していることがわかります。

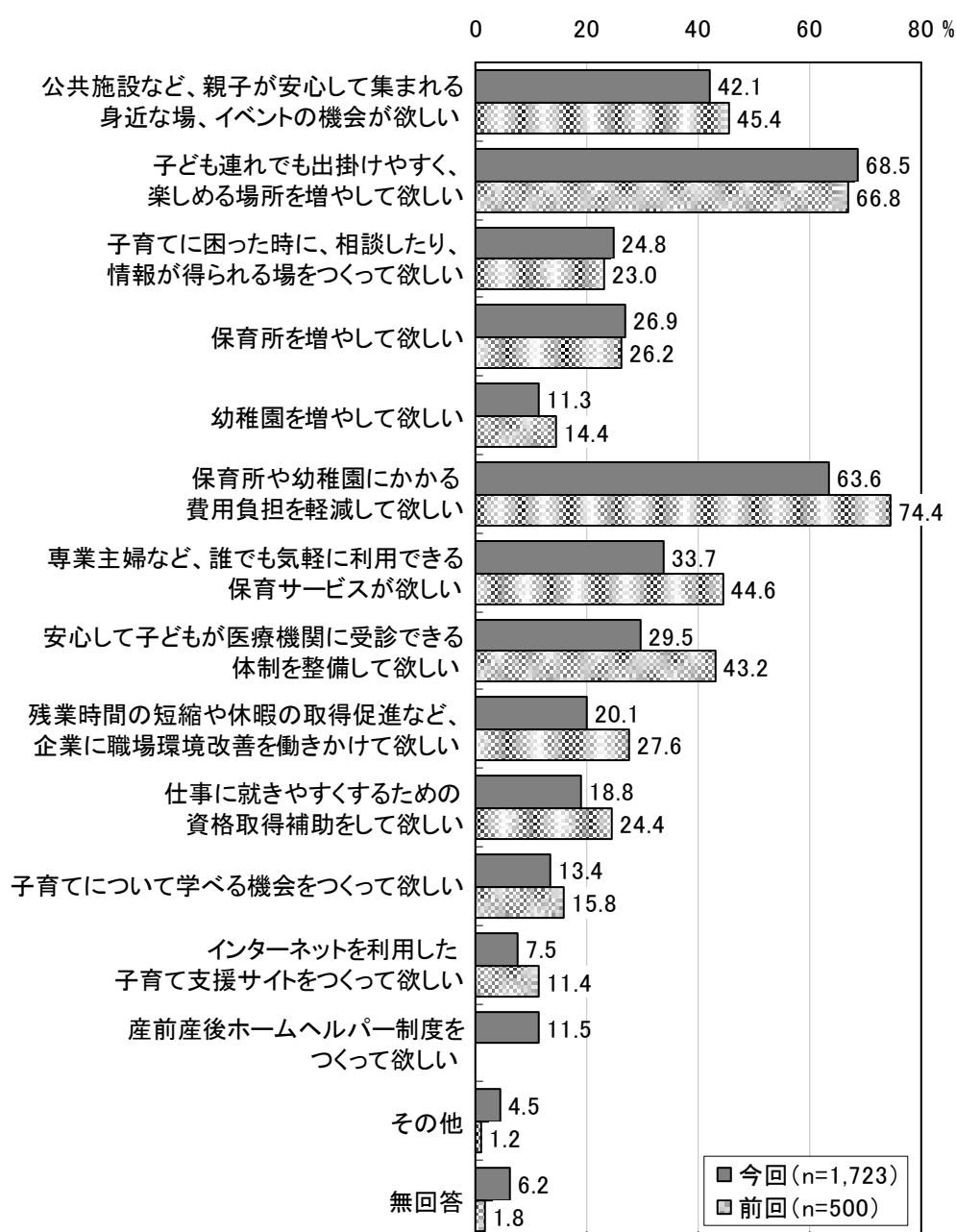
■自主的な活動への参加意向



充実を図ってほしいと期待する子育て支援については、「子ども連れでも出掛けやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」が最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」、「公共施設など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」となっており、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。

なお、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」、「専業主婦など、誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい」、「安心して子どもが医療機関に受診できる体制を整備して欲しい」は、前回調査よりも10ポイント以上減少しています。

# ■充実を期待する子育て支援



## (5) これまでの市の取り組み（次世代育成支援行動計画の進捗）

本市では、これまで「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子どもを産み育てやすいまちづくりの推進を図っております。

当該計画では、以下の保育・子育て支援事業に関する特定 12 事業について、数値目標を設定し、子育て環境の充実に取り組んできました。計画期間中の進捗は以下のとおりです。

放課後児童健全育成事業（児童ホーム）については、目標事業量を上回る提供量を確保できており、地域子育て支援事業についても、おおむね目標事業量どおりの提供量となっています。しかしながら、延長保育事業や休日保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業（一時保育）については、目標を下回っていることから、需要の状況をあらためて把握するとともに、必要な人に適切に利用されるよう、事業の利用促進を図る必要があります。

| No. | 事業名                    | 平成21年度<br>実績                   | 平成22年度<br>実績         | 平成23年度<br>実績         | 平成24年度<br>実績         | 平成25年度<br>実績         | 平成26年度<br>目標事業量                  |
|-----|------------------------|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| 1   | 通常保育事業                 | 0～2歳<br>860人<br>3～5歳<br>1,300人 | 871人<br>1,279人       | 926人<br>1,245人       | 916人<br>1,291人       | 928人<br>1,314人       | 0～2歳<br>1,100人<br>3～5歳<br>1,400人 |
| 2   | 特定保育事業                 | 一時預かり<br>事業で対応                 | 一時預かり<br>事業で対応       | 一時預かり<br>事業で対応       | 一時預かり<br>事業で対応       | 一時預かり<br>事業で対応       | 一時預かり事業で対応                       |
| 3   | 延長保育事業                 | 1,272人<br>(13カ所)               | 1,638人<br>(13カ所)     | 1,432人<br>(14カ所)     | 1,343人<br>(14カ所)     | 1,155人<br>(14カ所)     | 1,458人<br>(15カ所)                 |
| 4   | 夜間保育事業                 | 延長保育事業<br>で対応                  | 延長保育事業<br>で対応        | 延長保育事業<br>で対応        | 延長保育事業<br>で対応        | 延長保育事業<br>で対応        | 延長保育事業で対応                        |
| 5   | トワイライトステイ事業            | 延長保育事業<br>で対応                  | 延長保育事業<br>で対応        | 延長保育事業<br>で対応        | 延長保育事業<br>で対応        | 延長保育事業<br>で対応        | 延長保育事業で対応                        |
| 6   | 休日保育事業                 | 71人(延べ)<br>(1カ所)               | 15人(延べ)<br>(1カ所)     | 11人(延べ)<br>(1カ所)     | 9人(延べ)<br>(1カ所)      | 29人(延べ)<br>(1カ所)     | 353人(延べ)<br>(1カ所)                |
| 7   | 病児・病後児保育事業             | 216日(人)<br>(1カ所)               | 275日(人)<br>(1カ所)     | 417日(人)<br>(1カ所)     | 434日(人)<br>(1カ所)     | 400日(人)<br>(1カ所)     | 3,000日(人)<br>(2カ所)               |
| 8   | 放課後児童健全育成事業<br>(児童ホーム) | 864人<br>(17カ所)                 | 924人<br>(18カ所)       | 981人<br>(19カ所)       | 1,062人<br>(19カ所)     | 1,121人<br>(19カ所)     | 1,023人<br>(20カ所)                 |
| 9   | 地域子育て支援拠点事業            | 6カ所                            | 6カ所                  | 6カ所                  | 6カ所                  | 7カ所                  | 7カ所                              |
| 10  | 一時預かり事業<br>(一時保育)      | 9,822日(人)<br>(12カ所)            | 11,217日(人)<br>(12カ所) | 10,397日(人)<br>(12カ所) | 11,022日(人)<br>(12カ所) | 10,581日(人)<br>(12カ所) | 31,900日(人)<br>(12カ所)             |
| 11  | ショートステイ事業              | 0カ所                            | 0カ所                  | 0カ所                  | 1カ所                  | 1カ所                  | 0カ所                              |
| 12  | ファミリー・サポート・センター事業      | 1カ所                            | 1カ所                  | 1カ所                  | 1カ所                  | 1カ所                  | 1カ所                              |

### (1) 基本理念

本市ではこれまで、「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」というスローガンのもと、次世代に誇れる空の港まち、生涯を完結できるまちづくりを目指し、明日を担う子どもたちを安心して育てることができるような環境づくりを推進してきました。

子ども・子育て支援新制度の施行にあたっては、「子どもの最善の利益」が確保される社会の実現を求められており、これまで以上に「子どもにとっての幸せ」という視点に立ち、計画を推進していく必要があります。

そのため、こうした時代の要請を踏まえるとともに、これまでの本市の取り組みや考え方を発展的に踏襲し、本計画における基本理念を以下のように定めます。

**みんなで創る 笑顔あふれる  
子育て応援のまち**

子どもたちは、地域の宝であり希望です。子どもの笑顔は保護者の笑顔であり、地域の人々を明るくします。

将来を担う子どもたちが笑顔を絶やすことなく健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを産み育てられるよう、家庭を中心に、学校、地域、企業など社会を構成するすべての人が、子どもや子育て支援に対して関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことが重要であることから、子どもと保護者の成長を地域全体で見守り、支え合うまちの実現を目指します。



## (2) 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本目標に基づき、基本施策における各事業に取り組みます。

### ①就学前児童の家庭への支援の充実

すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、教育・保育サービスや地域に根ざした子育て支援サービスなどのさらなる充実を図ります。

また、子どもが心身ともに健やかに育まれるよう支援を提供するとともに、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境をつくります。

### ②学童期を伸びやかに育む環境づくり

明日を担う子どもたちが学童期を伸びやかに成長していくことができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら、心身を育み健全な育成が図れる環境づくりを進めます。また、子どもたちがいきいきと過ごせる居場所や活動機会の確保を図ります。

### ③子育てを応援する環境づくり

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携・協力を図ります。

また、ひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実に努めるとともに、障がい児が身近な地域で生活できるよう、一貫した総合的な取り組みを推進します。

さらに、すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように、働き方の見直しや企業における子育て支援など、仕事と家庭の両立の支援を推進していきます。

### (3) 施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

みんなで創る  
笑顔あふれる  
子育て応援のまち

(1)就学前児童の家庭への支援の充実

①子どもや家族の健康の確保

②幼児期の教育・保育の充実

③地域子育て支援サービスの充実

④情報提供の充実と交流の促進

(2)学童期を伸びやかに育む環境づくり

①子どもの心身の健やかな成長に向けた支援

②子どもの居場所・体験機会の提供

(3)子育てを応援する環境づくり

①障がいのある子どもへの支援の充実

②児童虐待防止対策の充実

③ひとり親家庭の自立支援

④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援

⑤子育て家庭の経済的負担の軽減

### (1) 就学前児童の家庭への支援の充実

|        |              |
|--------|--------------|
| 基本施策 1 | 子どもや家族の健康の確保 |
|--------|--------------|

#### 現状と課題

- 母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。とりわけ妊娠・出産期における母体の効果的な健康管理、安定した精神状態の確保は、胎児への影響が大きいことから、重要な課題となっています。
- 本市では、妊婦および子どもの成長段階に応じた健康診査の充実、子どもの健全な発達についての指導および家庭訪問のほか、母子健康手帳交付時に子育て支援に関する情報提供を行うなど、安全な出産と健康な子どもの成長支援に努めています。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図りながら、市内医療機関等との連携を図り、小児医療体制の充実についても取り組んでいます。
- アンケート調査結果によると、子どもの急病時の対応に迷った経験について「ある」と回答した方が全体の7割を占めています。また、かかりつけ医の有無については、「いる」と回答した方が7割を超えているものの、5年前に実施した同様の調査結果と比べると、1割以上少なくなっています。

#### 今後の方向性

- 子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の保護者を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備するとともに、それらのサービスや身近な健康管理を担うかかりつけ医についてさらなる周知啓発および利用促進を図ります。

## 主要事業

| 事業名／担当課                        | 取り組み内容                                                                                                                                                  |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊婦健康診査の充実<br>健康増進課             | 妊婦の健康管理と異常の早期発見などにより、安心して健やかな妊娠や出産ができるよう 14 回分の妊婦健康診査を公費負担で実施します。既定の利用額を超えて自己負担が生じた場合についても一部助成を実施します。                                                   |
| 母親学級の開催<br>健康増進課               | 健全な母性と健やかな子どもの育成を図るため、妊娠・分娩・育児について講習を行います。また、育児の悩みや楽しさを共有する場である「ひまわりクラブ」に参加することで仲間づくりを進め、孤立化を防ぐとともに、参加者同士の交流を促進します。                                     |
| 幼児健康診査の充実<br>健康増進課             | 1 歳 6 か月児健診など、各成長段階に合わせた子どもの発育・発達の確認、基本的な生活習慣の習得やむし歯の予防、栄養などに関する相談・助言を行い、子どもの健康の保持増進を図ります。必要に応じて専門の医療機関に紹介し早期治療につなげます。また、育児不安の軽減や虐待につながらないよう適切な支援を行います。 |
| 育児相談の充実<br>健康増進課               | 身体計測を実施し、発育・発達状態を確認することで、個別による育児・歯科・栄養等の相談しやすい環境づくりに努めるとともに、待ち時間を活用して母親や子どもたちの交流の場を提供し、保護者の育児不安の軽減を図るなど育児相談の充実に努めます。                                    |
| 育児に関する継続支援の実施<br>健康増進課         | 幼児健康診査や育児相談後の継続支援として、ことばの相談や心理相談、「たんぼぼ教室」による事業を実施し、適切な助言・指導を行います。また、発達支援センターなどの関係機関と連携を図り、子どもの健康増進を図ります。                                                |
| 歯科健康教育の充実<br>健康増進課             | 歯と口腔の健康は、生涯にわたる心身の健康にも影響することから、歯科医師・歯科衛生士の協力により、保育園、小中学校において、歯磨き指導や食育も含めた健康教育・歯科健診を実施し、保護者や子どもが歯と口腔の健康に関心を持てるよう継続した支援に努めます。                             |
| こども健全発達支援会議の開催と情報の共有化<br>健康増進課 | 子どもの健全育成および障がい児療育対策の充実に向け、保健・福祉・教育の現場の職員による支援会議を開催するとともに、情報の共有化を図ります。                                                                                   |

| 事業名／担当課                          | 取り組み内容                                                                                     |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊娠期、乳幼児期における食育の啓発<br>健康増進課       | 妊娠期、乳幼児期に必要な栄養に関する知識や食育に関する情報提供を行い、健全な食生活が実践できるよう相談・支援に努めます。                               |
| 保育園、幼稚園における食育の啓発<br>保育課<br>健康増進課 | 保育士、栄養士、保健師、調理員など多くの職種の連携のもと、食育に関わる体験、家庭で旬を感じる献立の提供、園児や家庭に向けて食を営む力の基礎を培えるよう、食育の啓発に努めます。    |
| 小児医療体制の周知<br>健康増進課               | かかりつけ医およびかかりつけ歯科医制度の普及を図るとともに、子どもの急病時の対応や急病診療所の利用等に関するパンフレットを配布し、小児医療体制の周知に努めます。           |
| 予防接種の周知と促進<br>健康増進課              | 乳幼児を感染症などの疾病から守るため、各種予防接種の周知に努め、接種率の向上を図ります。また、妊娠を予定・希望している夫婦に対して、風しんワクチンの接種費用の一部を助成します。   |
| 乳幼児発達健康診査の開催<br>健康増進課            | 運動神経発達、精神発達等について専門の医師が診察および相談を行い、治療に向けた早期対応に努めます。                                          |
| 母子訪問指導事業の実施<br>健康増進課             | 出産にあたりリスクのある妊婦や出産後の母子の健康保持を図るため、また育児不安や悩みに早期に対応するため、訪問が必要な家庭に対し、自宅などへ出向いて育児情報の提供や相談に対応します。 |
| 医療相談ほっとライン事業の実施<br>健康増進課         | 健康や医療、子育てなどの悩みを解消するため、24 時間 365 日無料で医師や保健師等が保護者などのさまざまな悩みについて、電話でアドバイスをを行います。              |
| 特定不妊・不育治療費の助成<br>健康増進課           | 特定不妊治療および不育症の治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。                                                     |

### 現状と課題

- 平成 24 年 8 月、子どもや子育て環境を取り巻くさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、子育て支援における量の拡充と質の向上を支援していく体制整備が求められています。
- 本市では、私立幼稚園 9 園、公立幼稚園 1 園、私立保育園 8 園、公立保育園 12 園で、多様な教育や保育が実施されています。このような中、幼稚園では、教育ニーズが高まっているにもかかわらず、定員を大幅に割り込む園も出ています。また、保育園では、低年齢児の保育を希望する保護者が増加し、低年齢児の待機児童が増加しています。
- アンケート調査結果によると、就学前の乳幼児がいる家庭では、教育・保育を利用している人は 5 年前よりも増加しています。加えて、母親が子育ての中心的な役割を担っている家庭が多い中で、就労している母親は増加傾向にあることから、今後も教育・保育への需要が一層高まることを見込まれます。

### 今後の方向性

- 幼児期の教育や保育のニーズ増大に対応するため、幼稚園や保育園等の受け入れ態勢を拡充するほか、新たに制度化された地域型保育給付を促進し、待機児童の解消を図るとともに、利用者がきめ細やかなサービスを自由に選択できる供給体制の確保に努めます。

## 主要事業

| 事業名／担当課                     | 取り組み内容                                                                |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 公立幼稚園の管理運営の<br>充実<br>保育課    | 幼児教育のニーズを踏まえ、幼稚園教諭の配置、施設整備など公立幼稚園の管理運営の充実を図ります。                       |
| 公立保育園の管理運営の<br>充実<br>保育課    | 市民の利用ニーズを十分に踏まえながら、園児の計画的な受け入れ、保育士等の配置、施設整備など公立保育園の管理運営の充実を図ります。      |
| 認定こども園の促進<br>保育課            | 就学前の子どもたちの教育と保育を一体的に行う認定こども園の整備を促進します。                                |
| 地域型保育事業の促進<br>子育て支援課        | 子ども・子育て支援新制度において、新たに市の認可事業として位置づけられた小規模保育事業や家庭的保育事業等を地域のニーズに応じて促進します。 |
| 私立幼稚園就園への補助<br>保育課          | 私立幼稚園に通園する児童の保護者に対し、保育料等の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減することにより、就園の奨励を図ります。       |
| 私立幼稚園への支援<br>保育課            | 私立幼稚園の運営を支援し、幼稚園教育の環境整備およびその振興に寄与するため、私立幼稚園への補助を行います。                 |
| 乳児・低年齢児受入れ枠<br>の拡充<br>保育課   | 既存保育園の乳児・低年齢児保育の拡大など、保育受け入れ枠の拡充を図ります。                                 |
| 職員研修の充実<br>保育課              | 保育に関わる職員一人ひとりが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、計画的な研修の充実を図ります。            |
| 保育を担う人材の確保<br>子育て支援課<br>保育課 | 保育を担う人材を確保するため、潜在保育士の保育現場への就業を支援します。また、保育従事者等を育成するための研修体制を構築します。      |
| 苦情解決体制の充実<br>保育課            | 教育・保育に伴う利用者からの苦情の解決のため、保育園等における苦情解決体制の充実を図ります。                        |
| 事業所内保育施設の設置<br>促進<br>商工課    | 関係機関と連携のもとに、子育てと仕事の両立を図るため、事業所内保育施設の設置等についての啓発に努めます。                  |

### 現状と課題

- 「子ども・子育て支援新制度」が掲げる目的のひとつに、「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」が挙げられています。これは、教育・保育施設を利用する子どものいる家庭だけでなく、在宅で子育て中の家庭も必要なときにいつでも、必要なサービスを自ら選択し、適正な負担で、安心して利用できるようにしていこうとするものです。
- 本市では、子育て支援サービスとして、子ども館等の地域子育て支援センターでの子育てに関する相談・親子の交流の場の提供、地域住民の子育て相互援助組織である「ファミリー・サポート・センター」への支援などを行っています。また、子どもが病気や病気の回復期に、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院等で保育を行う「病児・病後児保育事業」などの一時的な需要の支援も実施しています。利用者の視点に立ったきめ細かなサービスや容易に利用できるサービスが求められています。
- アンケート調査結果によると、なかよしひろばや保育園開放等の地域子育て支援事業について、その事業を知っている人は8割を超えているものの、実際に利用している人は3割程度、今後利用したいと考えている人はおおむね4割となっています。また、病児・病後児保育や一時預かり事業については、その認知度は半数から6割弱に止まっており、利用の経験がある人も少なくなっています。

### 今後の方向性

- すべての子育て家庭の支援のため、多様な子育て支援サービスの充実および利用促進を図るとともに、サービスに関する情報等を得て確実な利用に結びつくよう、周知や啓発に努めます。



## 主要事業

| 事業名／担当課                         | 取り組み内容                                                                                                                                          |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域子育て支援センターの充実<br>子育て支援課<br>保育課 | 子育て家庭に対し、なかよしひろばや子ども館など、地域子育て支援センターに関する周知を行い、利用促進に努めます。また、長沼保育園・大栄保育園・公津の杜保育園および宗吾保育園で、継続した活動を行うとともに、保育園に併設した地域子育て支援センターとしての特徴を活かし、各事業の充実を図ります。 |
| 子ども館の機能向上<br>子育て支援課             | 子育て支援の拠点施設として、それぞれの年代にあった活動を支援しながら、機能の向上を図ります。                                                                                                  |
| 保育園での一時保育の充実<br>保育課             | 短時間の就労や臨時的な用務などの一時的な保育需要に対応するため、保育園における事業の充実を図ります。                                                                                              |
| 幼稚園での一時預かりの充実<br>保育課            | 保護者の就労などに対応するため、夏休みなどの長期休業日や保育終了後の預かりを実施し、子育て支援の充実を図ります。                                                                                        |
| 延長・休日保育の充実<br>保育課               | 就労状況の多様化等に対応するため、各地域の実情に合わせた保育時間の延長および休日保育事業を実施します。                                                                                             |
| 指導員の資質の向上<br>子育て支援課             | 子どもの心身の健全な育成を図り、遊びを指導できるよう、なかよしひろばなどの指導員の養成や資質向上および専門性を高めるため、指導員等の情報交換会や研修機会の充実に努めます。                                                           |
| 病児・病後児保育の施設整備<br>子育て支援課         | 関係機関の協力を得ながら、地域特性を考慮した病児・病後児保育の施設整備に努めます。                                                                                                       |
| ファミリー・サポート・センター事業の充実<br>子育て支援課  | 相互援助活動事業であるファミリー・サポート・センター事業について、会員数を拡大し、利用拡大に努めます。                                                                                             |
| 短期支援（ショートステイ）事業の実施<br>子育て支援課    | 保護者の病気、出産等などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う養育・保護を実施します。                                                                                                  |
| 養育支援訪問事業の実施<br>子育て支援課<br>健康増進課  | 養育支援が特に必要な家庭に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。                                                                                          |
| どならない子育て練習講座の充実<br>子育て支援課       | 子育てをしている保護者が、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術（コモンセンスペアレンティングプログラム）講座を受講することにより、どならない子育てが実践できるよう支援に努めます。                                                      |

### 現状と課題

- 地域交流の希薄化により情報が得られず、子育ての知識や技術が、世代間で継承されにくくなっている傾向がみられます。一方で、インターネット等のメディアが普及・浸透したことで、子育てについての情報が氾濫し、適切な情報を取捨選択することが難しくなっている状況もうかがえます。
- 本市では、子育てガイドブックやホームページ、広報紙等により、情報提供を図っているほか、地域子育て支援のなかよしひろば、保育園での園開放などのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習、相談支援の場を確保しています。また、子育て中の親子と地域の人たちが参加・交流できる遊びの広場などの事業も展開しているものの、参加者が限られつつある、というような課題も挙げられています。
- アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先として、配偶者やパートナー、親族、友人・知人、隣人等の身近な人間を上位に挙げている人が6割以上となっているほか、インターネットが約2割を占めており、行政機関や専門職には相談しにくい傾向が示されています。また、子育てに関する情報源についても、おおむね同様の傾向がみられます。

### 今後の方向性

- 子育てに関して必要な情報や求められる相談支援は、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて内容が異なります。そのため、子どもはもとより、保護者同士が互いに交流し情報共有等ができる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと質の向上および関係機関との連携強化をさらに進めます。

## 主要事業

| 事業名／担当課                                     | 取り組み内容                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談と訪問指導の充実<br>健康増進課                         | 育児に関する疑問や悩み、予防接種等の問合せに対し、保健師・看護師・歯科衛生士・栄養士・言語聴覚士が、電話や面接・訪問を行い相談体制の充実を図ります。                                                                                                    |
| こんにちは赤ちゃん事業<br>（乳児家庭全戸訪問事業）<br>の充実<br>健康増進課 | 育児不安の多い新生児期から4ヵ月頃までの間に、助産師・保健師が家庭訪問を行い、母子の健康状態を把握するとともに育児情報の提供や相談に応じます。また育児不安や疾患等を抱える産婦、新生児に早期に関わるよう努めます。                                                                     |
| 訪問後のフォロー体制の<br>充実<br>健康増進課                  | 訪問後の結果について、医療、福祉等との連携を図り、フォロー体制の充実を図ります。                                                                                                                                      |
| 保育園の園開放の充実<br>保育課                           | 各保育園の特色を活かしながら、子育て中の保護者の情報交換の場・子育て相談の場として開放し、保育園の機能を活かした子育て支援の充実を図ります。                                                                                                        |
| 地域による子育て支援の<br>充実<br>健康増進課                  | 地区保健推進員による遊びの広場など、子育て中の親子と地域の人たちが参加・交流できる場を提供し、子育て中に孤立しないよう仲間づくりを進めるなどの子育て支援を図ります。                                                                                            |
| 子育てサークルの支援の<br>拡充<br>子育て支援課                 | 子育てサークルの立ち上げや活動などを支援するため、活動場所の確保や情報提供などに努めます。                                                                                                                                 |
| 情報提供の推進<br>（インターネットの活用）<br>子育て支援課<br>保育課    | 広報紙等により積極的に子育てに関わる幅広い情報提供を図ります。不足しがちである幼稚園情報についても、私立幼稚園と連携した情報提供に努めます。また、子育て家庭や子育て支援団体などがサイトの企画・運営に参加でき、子育てに関するあらゆる情報を必要なときに手軽に入手できる地域ポータルサイトの開設を目指します。                       |
| 情報・学習機会の提供<br>健康増進課                         | 母子健康手帳交付時や母親学級等の事業を通して、子育てに関する情報提供を行います。                                                                                                                                      |
| 子育て情報窓口の充実<br>子育て支援課<br>保育課                 | 子育て支援に関する情報を提供できるよう、地域子育て支援センターの中の情報窓口を充実させます。                                                                                                                                |
| 家庭教育に関する学習機<br>会の充実<br>生涯学習課                | 親自身が家庭における役割や責任を自覚し、親としての必要な資質を身に付けられるよう、子どもの発達段階に応じた親のあり方や望ましいしつけの方法などについて学ぶことを目的に、保育園、幼稚園、学校、PTAとの連携を深めながら、「家庭教育学級」や「子育て学習講座」の充実を図ります。また、そうした機会を活用し、親同士の交流、ネットワークづくりを支援します。 |
| 保育利用支援員の配置<br>（コンシェルジュ）<br>保育課              | 子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設および地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約や情報提供、相談などを行うことにより、利用者支援の充実を図ります。                                                                                            |

## (2) 学童期を伸びやかに育む環境づくり

### 基本施策 1 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援

#### 現状と課題

- 近年、子どもを取り巻く環境は、社会情勢などの影響から大きく変化しており、不登校、いじめ、子どもが巻き込まれる事件の増大など、学童期における心身の自立と健康に関わる問題が顕在化しています。
- 本市では、家庭児童相談室において、電話や面接による相談を行うとともに、学校における相談活動および学校と連携した教育支援センターの支援の充実に努め、子どもたちの心身の健康づくりに向けた環境整備を進めてきました。
- アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みや気になることについて、子どもの年齢により違いがみられており、5歳児以降では「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」が最上位となっています。

#### 今後の方向性

- 教育や福祉、保健をはじめとする関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行います。

#### 主要事業

| 事業名／担当課                                        | 取り組み内容                                                                                     |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各種関係機関との連携によるこころのケアに関する相談・支援<br>健康増進課<br>教育指導課 | 学校における相談活動や教育支援センターの支援充実に努めます。また、広く市民を対象としたこころの悩みについて専門医師・カウンセラーによる個別相談を行い、問題解決に向け助言を行います。 |
| 幼稚園・保育園・小学校の連携<br>保育課<br>教育指導課                 | 幼稚園や保育園と小学校の連携・交流の機会を充実させ、子どもたちの健やかな成長に資するよう推進します。                                         |
| 教育相談の充実<br>生涯学習課                               | 教育相談室における教育相談や家庭児童相談室の相談員との連携を図り、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。                                     |

## 基本施策 2 子どもの居場所・体験機会の提供

### 現状と課題

- 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、さまざまな支援やサービスのもと、子どもたちは、守られる側面もある一方で、受身がちになり、主体性やコミュニケーション能力の低下などが指摘されるケースも見受けられます。また、地域では、友達や身近な大人などさまざまな人と関わる機会が少ないまま、成長し大人になるケースも増えています。
- 本市では、子ども館や小学校の余裕教室等を拠点に、放課後に子どもたちが安全かつ安心して過ごし、活動や交流できる居場所を提供しています。また、就学後の児童が放課後を過ごす居場所として、児童ホームを 20 カ所（25 施設）開設しています。
- アンケート調査結果によると、5 歳以上の就学前児童の保護者が希望する小学校就学後の放課後の過ごし方として、低・高学年ともに自宅や習い事が上位を占めています。また、保護者の 4 割弱が「放課後児童クラブ（児童ホーム）」を低学年時における放課後の居場所として考えており、利用に関して一定の普及と浸透が図られていることがうかがえます。

### 今後の方向性

- 子どもたちが地域の大人や友達などに関わり合いながら、さまざまな体験活動等を通して、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、安全・安心に過ごせる場所や機会を提供します。

### 主要事業

| 事業名／担当課                          | 取り組み内容                                                                                                                                            |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの居場所づくり<br>子育て支援課<br>生涯学習課    | 子ども館 1 階の「ふれあいひろば」を小・中高校生が気軽に集い、交流できる居場所として活用します。また、市内の小学生を対象とした「成田わくわくひろば」や「放課後子ども教室」を開催し、子どもたちが遊びや学習を通して交流できる場を提供します。                           |
| ふれあい・交流を通じた若い世代の意識づくり<br>子育て支援課  | 乳幼児とのふれあいや就学前児童から高校生までの子どもの交流を目的とした児童ふれあい交流事業を推進し、乳幼児とふれあう機会や異年齢の子どもの交流確保に努めます。                                                                   |
| 児童ホームの整備<br>保育課                  | 既存児童ホームの利用児童数の増加に伴う定員枠の拡大を図るほか、学校校舎の大規模改造工事に合わせた整備を行うなど、状況に応じた整備を進め、待機児童の解消を図ります。                                                                 |
| 支援員等の確保と資質の向上<br>保育課             | 児童ホーム支援員および補助員の養成や資質の向上を図るため、情報交換会や研修機会の充実に努めます。                                                                                                  |
| 子どもの体験学習・交流事業の充実<br>生涯学習課<br>公民館 | 成田国際文化会館を拠点とした「ヤングスペースなりた」による交流体験事業や公民館による「子ども体験学習セミナー」など、さまざまな体験学習の機会を拡充し、子どもたちの体験活動や異年齢の人たちとの交流を促進します。また、成田市子どもセンター発行の情報紙「なりきち」等を通じ、情報の提供に努めます。 |

### (3) 子育てを応援する環境づくり

|        |                  |
|--------|------------------|
| 基本施策 1 | 障がいのある子どもへの支援の充実 |
|--------|------------------|

#### 現状と課題

- 国は平成 22 年、障がい者制度改革の一環として、児童福祉法および障害者自立支援法を改正し、身近な地域での支援の充実を図ることなどを目的に、児童福祉法を基本としたサービス提供体制の整備や新たなサービスの創設、障がい児に関する定義規定の見直しを行うなど、障がい児支援の強化を進めてきました。こうした状況の中で、子ども・子育て支援法に基づく新制度の推進にあたって、障がい児支援も含めた支援体制づくりに積極的に取り組むことが求められています。
- 本市では、平成 25 年 4 月より、教育や福祉で支援が必要となる児童を対象に、生涯を通じて一貫した適切な支援を受けられるよう、ライフサポートファイル※を導入し、活用促進を図っています。また、障がいの有無にかかわらず、地域でともに育っていけるよう、保育園や幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実を図っています。
- アンケート調査結果によると、回答者の自由回答において、障がいや障がい児に対する理解促進など、幼稚園等における障がい児の受け入れ体制のさらなる充実が求められています。

#### 今後の方向性

- 障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重される中で、ともに地域社会で生活していけるよう、理解の促進を図るとともに、障がい児施策と緊密に連携しながら、支援の充実に努めます。

---

※ ライフサポートファイル

対象児童の日々の成長や生活の状況、支援内容などを記録するノート形式のファイル。

## 主要事業

| 事業名／担当課                       | 取り組み内容                                                                                                |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 早期療育体制の充実<br>障がい者福祉課<br>健康増進課 | 各種乳幼児健康診査や相談等で発達の遅れや経過観察などが必要と認められた乳幼児に対して、療育相談や指導など早期療育体制の充実に努めます。                                   |
| 障がい児への教育・保育の充実<br>保育課         | 保育園等で、施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がい児の保育などにあたる職員の適切な配置など、受け入れ体制の充実に図ります。また、職員への研修を通じ、障がいや障がい児に対する理解の促進を図ります。 |
| 障がい児通所事業の充実<br>障がい者福祉課        | 児童発達支援施設であることも発達支援センターの療育内容の充実に図ります。                                                                  |
| 小中学校における就学相談の充実<br>教育指導課      | 小・中学校においては、関係機関との連携により就学相談を充実させ、それぞれの障がいの状況に応じた教育支援に努めます。                                             |
| 在宅福祉サービスの充実<br>障がい者福祉課        | 在宅の心身障がい児の介護者の支援を図るため、相談支援体制を充実するとともに、在宅障がい児短期入所等の利用促進に努めます。                                          |
| ライフサポートファイルの利用促進<br>障がい者福祉課   | 生涯を通じ、一人ひとりに適した一貫した支援を提供することができるよう、ライフサポートファイルの周知および利用促進を図ります。                                        |
| 自立支援医療費（育成医療）の助成<br>障がい者福祉課   | 身体障がい者（18歳未満）で、比較的短期間の治療（手術等）で障がい改善されるものの治療費の一部を公費負担します。                                              |
| 居宅訪問型保育事業の実施<br>子育て支援課        | 集団保育が困難な児童を対象に、居宅訪問型保育事業を提供し、保護者の就労支援に加えて、障がい児の保育体制の充実に図ります。                                          |

## 基本施策 2 児童虐待防止対策の充実

### 現状と課題

- 近年、核家族化の進行や地域交流の希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、親の子育てに対する不安感や負担感が増大する中、全国的に児童虐待の相談通告件数は増加しています。虐待は、子どもの心身の発達と人格形成に重大な影響を与えるとともに、世代間での虐待の連鎖を引き起こすなど、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが考えられます。平成 12 年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」をはじめとする法制度が整えられるなどの体制整備が進み、社会的問題意識も高まってきてはいるものの、重大な事件は後を絶たず、児童虐待は依然として社会全体で取り組むべき課題となっています。
- 本市では、児童虐待の予防、早期発見・早期対応を図るため、家庭児童相談員の活動と合わせ、関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、横のつながりによる支援体制の強化を進めています。こうした中、家庭児童相談室に寄せられる相談件数は増加しており、このうち新規の児童虐待に関する相談は、年間 100 件程度で推移しています。
- アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みや気になることについて、「子どもとの接し方や育児に自信が持てないこと」と回答している人は約 2 割、「子どもに手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかったりしてしまうこと」と回答している人も 1 割強みられることから、子どもの養育に関する悩みや不安を解消する施策が求められています。

### 今後の方向性

- 児童虐待の防止に向け、相談等を通じた発生予防、早期発見・早期対応を図るとともに、虐待等を受けた子どもの保護から自立に至るまでの切れ目のない支援体制のさらなる強化に努めます。

### 主要事業

| 事業名／担当課                        | 取り組み内容                                                                                                                               |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童虐待防止に関する啓発・相談活動の推進<br>子育て支援課 | 児童虐待防止についての意識の啓発や相談員の資質の向上を図り、家庭児童相談室の相談体制を充実させ、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めます。さらに、相談や通報が行えることも 110 番の周知に努めます。このほか、医療機関、児童相談所などと連携し、早期対応に努めます。 |
| 相談体制の充実<br>健康増進課               | 育児相談や幼児健康診査等で育児や子どもとの関係に不安を抱いている親のために、心理相談や育児支援教室の活動を通して虐待の防止に努めます。                                                                  |
| 子どもを守る地域ネットワークの充実<br>子育て支援課    | 児童虐待の予防、早期発見・早期対応を図るため、家庭児童相談員の活動とあわせ、関係機関による要保護児童対策地域協議会において子どもを守る地域ネットワークのさらなる充実を図ります。                                             |



## 基本施策 3 ひとり親家庭の自立支援

### 現状と課題

- 母子家庭や父子家庭の、いわゆるひとり親家庭を取り巻く環境は、近年の社会経済情勢の低迷に伴い、依然として厳しい状況にあります。ひとり親家庭では、子育てと生活の維持を母または父がひとりで担うことになり、さまざまな困難に直面することが多いことから、生まれ育つ環境に左右されずすべての子どもに最善の利益を確保するという観点からも、ひとり親家庭の自立促進と子どもたちの健全な成長を支援することが重要となります。
- 本市のひとり親家庭の状況について、平成 25 年時点で、母子家庭は 1,211 世帯、父子家庭は 110 世帯でともに増加しております。ひとり親家庭への支援として、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子・父子自立支援員等が連携し、相談対応や情報提供を行っているほか、就労や就学・就園、子育てに対しても必要な支援を提供しています。
- アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みや気になることについて、ひとり親家庭では「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も多く、次いで「子どもと過ごす時間が十分とれないこと」が多くなっています。また、行政に充実を求める子育て支援策に関しては、特に父子家庭で「相談支援や情報を得られる場」や「仕事に就きやすくするための資格取得補助」への要望が高くなっています。

### 今後の方向性

- 県や関係機関等との連携のもと、各種相談、生活・就労支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の安定と自立を支援していきます。

### 主要事業

| 事業名／担当課            | 取り組み内容                                                                             |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談体制の充実<br>子育て支援課  | 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子・父子自立支援員等による生活相談や就労相談など、関係機関との連携のもとで相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。 |
| 生活支援の充実<br>子育て支援課  | 一時的に子育てが困難となったひとり親家庭や、子どもを家庭で養育できない場合等に対応するため、母子生活支援施設等の情報提供に努めます。                 |
| 就労支援の充実<br>子育て支援課  | 職業訓練や技能習得の支援を行う就労相談や情報推進を行い、就労支援の充実に努めます。                                          |
| 経済的支援の充実<br>子育て支援課 | 児童扶養手当の支給、母子・父子家庭等医療費の助成、遺児等手当、入学祝金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を活用し、経済的支援を図ります。                 |

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 基本施策 4 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援 |
|--------|---------------------------------|

## 現状と課題

○近年は、女性の高学歴化や厳しい社会経済情勢、就業構造の変化などを背景に、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが増加していますが、依然として子育ては女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。子育ては夫婦のどちらかに過度な負担がかからないよう、協力して行うものであることから、家庭や社会環境を整えていくことが重要となっています。

○父親が子育てにかかわれないひとつの要因として労働時間の長時間化が挙げられています。本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、企業や事業所への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた働きかけや、男性への育児・家事に関する体験や学習機会の場の提供に取り組んでいます。

○アンケート調査結果によると、「子育てを主に行っている人」について、「主に母親」と回答した方が5割を超えており、母親の負担が大きい状況です。また、自由回答においては、子育てをしながら働けるよう、職場環境や保育サービス等の利用のしやすさに対しての要望がみられます。

## 今後の方向性

○すべての市民が、ゆとりをもって子どもを育て、働き続けていくことができるよう仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できる環境づくりを進めるとともに、就業環境、就労条件等の改善に向け、労働者・雇用者双方への啓発活動を推進します。

## 主要事業

| 事業名／担当課                  | 取り組み内容                                                                                                                                          |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男性が参加する子育ての促進<br>健康増進課   | 育児についての学習や体験の機会を増やすため、パパママクラスや健診などへ男性の参加を促進します。                                                                                                 |
| 子育てしやすい職場環境づくりの促進<br>商工課 | 男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を行っています。                                                                              |
| 育児休業制度等の普及啓発と利用促進<br>商工課 | 育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、子育てしやすい職場環境に向け、商工団体や経営者に対して理解と協力を求めるとともに、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努めます。<br>また、事業者による一般事業主行動計画の策定と計画の推進を支援します。 |
| 出産・子育て中の再就職支援の充実<br>商工課  | 国や県、関係団体と連携して、子ども連れでも利用しやすい環境で、就職に関するセミナーや就職情報を提供するなど、子育て中の方の再就職を支援します。                                                                         |

## 基本施策 5 子育て家庭の経済的負担の軽減

### 現状と課題

- 近年の社会経済情勢は、低迷が続く中、雇用状況の改善の兆しがみられるものの、子育て家庭への経済的負担は依然として厳しくなっています。
- 本市では、子育て家庭に対する経済支援として児童手当、母子・父子家庭等への児童扶養手当、中学生までの子どもおよび母子・父子家庭への医療費の助成を行っています。
- 平成 25 年度に実施した「成田市総合保健福祉計画」策定のためのアンケート調査結果によると、子育て費用の家計への負担が「大きい」と感じている人は7割を超えている状況です。また、実際の子どもの人数が理想よりも少ない人が約4割を占めており、その理由として「子育てにかかる費用が大変だから」が上位に挙げられています。

### 今後の方向性

- 子ども一人ひとりが、生まれ育つ環境に左右されることなく、安心して健やかに育まれるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種制度について、今後も周知に努めるとともに、国や県の動向を見ながら、子どもと家庭の状況に応じた経済的支援を実施します。

### 主要事業

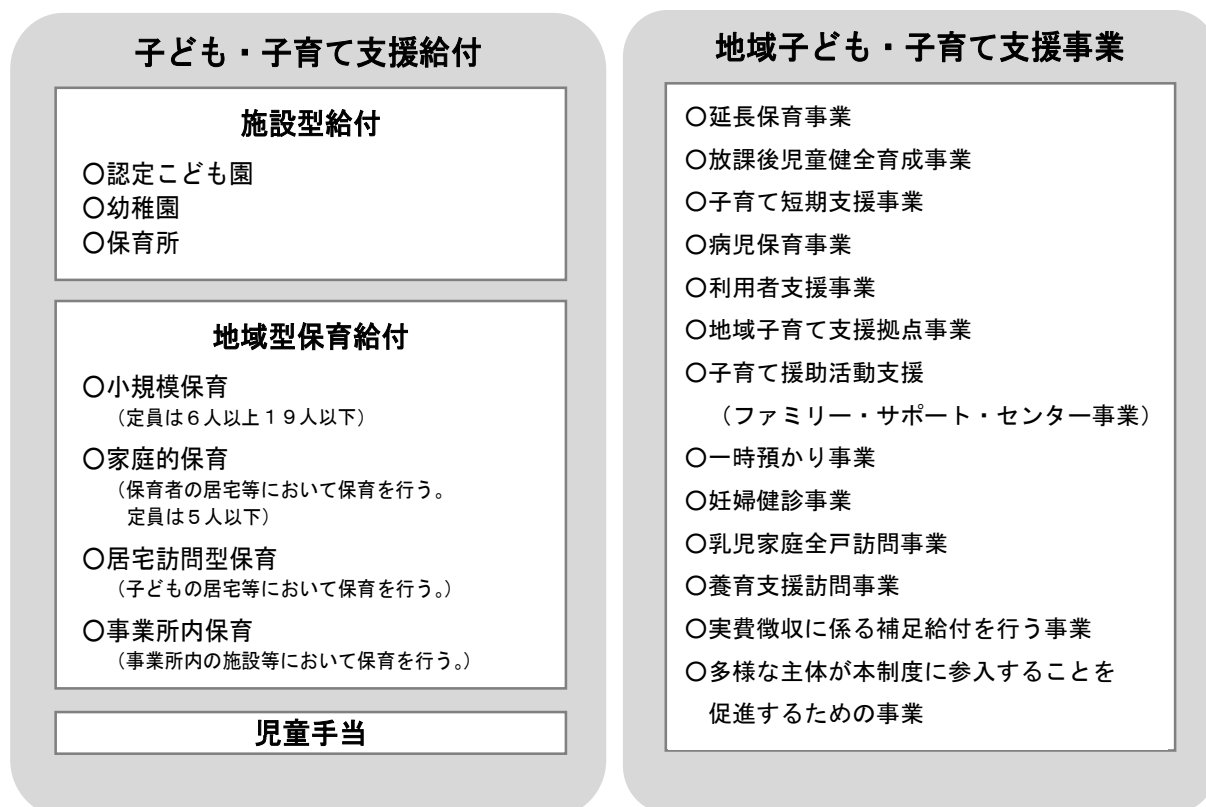
| 事業名／担当課                   | 取り組み内容                                                                              |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 子ども医療費の助成<br>子育て支援課       | 乳幼児から中学生までを対象に通院・入院・調剤の医療費助成を実施します。                                                 |
| 児童手当等の支給<br>子育て支援課        | 児童手当や母子・父子家庭等への児童扶養手当、また、遺児等手当などを支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図ります。                        |
| 未熟児養育医療費の助成<br>健康増進課      | 養育のため指定養育医療機関に入院する未熟児の医療の全部または一部を助成します。                                             |
| 児童生徒の就学援助<br>学務課<br>教育指導課 | 経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行います。また、遠距離通学児童生徒の通学費や修学旅行経費の一部を補助し、保護者の経済負担の軽減を図ります。 |

## (1) 子ども・子育て支援新制度に基づく内容

### ①前提となる事項

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなりました。また、給付に関して、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。

#### ■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像



#### ■認定区分と提供施設

|                       |         | 1号認定                 | 2号認定                       |                            | 3号認定     |
|-----------------------|---------|----------------------|----------------------------|----------------------------|----------|
|                       |         | 3歳以上                 | 3歳以上                       |                            | 3歳未満     |
| 対象となる子ども              |         | 保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ) | 保育の必要性あり<br>(教育の二<br>ーズあり) | 保育の必要性あり<br>(教育の二<br>ーズなし) | 保育の必要性あり |
| 能<br>施<br>用<br>可<br>設 | 認定こども園  |                      |                            |                            |          |
|                       | 幼稚園     |                      |                            |                            |          |
|                       | 保育所     |                      |                            |                            |          |
|                       | 地域型保育事業 |                      |                            |                            |          |

## ②量の見込みの算出および教育・保育の提供区域の設定

### ○提供区域とは

本計画では、平成25年9月から11月にかけて実施したアンケート調査の結果をもとに、国の基本指針に沿って5年の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

また、国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）」を定めることとなっています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育および子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

### ○提供区域の設定

本市では、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、地区の状況を踏まえた整備等を行うよう十分に配慮するものの、事業者の新規参入を妨げず、利用者のサービス利用の際の選択肢を拡大する、居住エリア以外の施設・サービスの利用を希望する際のニーズを吸収するなどの観点から、市域全域をひとつの提供区域として設定することとします。

なお、市域全域をひとつの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

## ③教育・保育事業の一体的提供および推進に関する体制の確保内容

すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、地域のニーズを的確に捉えながら、保育や幼児教育の量的・質的充実を図るとともに、地域に根ざした多様な子育て支援事業を提供することにより、保護者が子育てに対して不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、子どもが大切にされ健やかに成長できるよう支援していきます。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせもち、保護者の就労状況にかかわらず、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う施設であることから、利用者のニーズ、施設・設備等の状況、設置者の意向を踏まえて、普及・促進を図ります。

## (2) 教育・保育

### ① 1号認定：満3歳以上で教育を希望（認定こども園および幼稚園）

単位：人

|         | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                                      | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 2,300                                                                                                                                | 2,506   | 2,495   | 2,440   | 2,353   | 2,294   |
| ②確保方策   |                                                                                                                                      | 2,350   | 2,372   | 2,394   | 2,394   | 2,394   |
| ②－①     |                                                                                                                                      | ▲156    | ▲123    | ▲46     | 41      | 100     |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大栄幼稚園での3歳児保育開始による受入増（50人）を見込みます。</li> <li>・現在計画が進められている認定こども園2園により、定員増（44人）を図ります。</li> </ul> |         |         |         |         |         |

### ② 2号認定：満3歳以上で教育・保育を希望（認定こども園および保育園）

単位：人

|         | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 1,332                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1,372   | 1,366   | 1,336   | 1,289   | 1,256   |
| ②確保方策   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1,335   | 1,380   | 1,437   | 1,387   | 1,367   |
| ②－①     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ▲37     | 14      | 101     | 98      | 111     |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園の大規模改修に伴う定員増に加え、現在計画されている認定こども園および既存私立保育園の増改築に併せ、定員増を図ります。また、施設の状態に応じて、定員の見直しを行います。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>           1) 公立保育園<br/>           2) 認定こども園<br/>           3) 私立保育園<br/>           4) 公立保育園の定員を調整する         </div> <div style="text-align: right;">           3人増<br/>           90人増<br/>           12人増<br/>           70人減         </div> </div> |         |         |         |         |         |

③ 3号認定：満3歳未満で保育を希望（認定こども園・保育園・地域型保育事業）

単位：人

| 0歳        |                  | 平成25年<br>(実績)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み    |                  | 218                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 302   | 297   | 291   | 279   | 269   |
| ②確保<br>方策 | 認定こども<br>園・認可保育園 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 224   | 245   | 262   | 262   | 262   |
|           | 地域型保育<br>事業      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 24    | 34    | 38    | 42    | 42    |
| ②－①       |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ▲54   | ▲18   | 9     | 25    | 35    |
| 1・2歳      |                  | 平成25年<br>(実績)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| ①量の見込み    |                  | 733                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1,106 | 1,074 | 1,050 | 1,029 | 997   |
| ②確保<br>方策 | 認定こども<br>園・認可保育園 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 750   | 786   | 830   | 840   | 840   |
|           | 地域型保育<br>事業      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 57    | 152   | 223   | 237   | 237   |
| ②－①       |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ▲299  | ▲136  | 3     | 48    | 80    |
| 確保方策の内容   |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育園の大規模改修に伴う定員増に加え、現在計画されている認定こども園2園および既存私立保育園の増改築に併せ、定員増を図ります。</li> <li>0～2歳までの保育需要に対して、平成26年度に小規模保育施設を3カ所公募し、整備するとともに、平成27年度以降も2年間3カ所ずつ開設し、計9カ所を開設します。</li> <li>0～2歳までを対象とした家庭的保育事業を新たに実施するとともに、居宅訪問型の保育を併せて提供します。<br/>通常型：1組5人の受入を年3組で3年間、計9組<br/>居宅訪問型：各年3人で3年間、計9人</li> <li>既存の事業所内保育施設4施設において、従業員の子ども以外の子どもを受入を行うとともに、新設される事業所内保育施設を2施設見込みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 保育園等 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 公立保育園（3園） 46人増</li> <li>イ) 私立保育園（2園） 39人増</li> <li>ウ) 認定こども園（2園） 66人増</li> </ul> </li> <li>計 151人増</li> <li>2) 小規模保育事業（9事業） 171人増</li> <li>3) 家庭的保育事業（9事業） 45人増</li> <li>4) 居宅訪問型保育事業（9事業） 9人増</li> <li>5) 事業所内保育事業（6事業） 54人増</li> </ul> </li> </ul> |       |       |       |       |       |

※地域型保育事業

- ・小規模保育事業：利用定員6人以上 19人以下の小規模な施設で保育サービスを提供
- ・家庭的保育事業（保育ママ）：利用定員5人以下で保育者の居宅等で保育サービスを提供
- ・居宅訪問型保育事業：保護者の自宅で1対1で保育サービスを提供
- ・事業所内保育事業：会社（事業所）の保育施設などで、従業員の子どもに加え、地域の子どもにも保育サービスを提供



### (3) 地域子ども・子育て支援事業

#### ①延長保育事業

保育園等における 11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業で、本市においては 18 時以降の時間外保育の利用者が対象となります。

単位：人

|         | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                                                                         | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 720                                                                                                                                                                     | 876     | 862     | 843     | 818     | 794     |
| ②確保方策   |                                                                                                                                                                         | 876     | 862     | 843     | 818     | 794     |
| ②－①     |                                                                                                                                                                         | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育園では、通常の8時間保育の前後に時間外保育を実施し、さらに開所 11 時間以降の延長保育も実施しています。</li> <li>・延長保育利用希望者に対しては、柔軟な受入態勢が整っており、必要性に応じ、利用可能となっています。</li> </ul> |         |         |         |         |         |

#### ②放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室などを利用し児童ホームを設置することにより、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

単位：人

|            |     | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                                                                      | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の<br>見込み | 低学年 | 890                                                                                                                                                                  | 1,005   | 994     | 995     | 987     | 982     |
|            | 高学年 | 426                                                                                                                                                                  | 451     | 457     | 460     | 470     | 465     |
| ②確保<br>方策  | 低学年 |                                                                                                                                                                      | 1,100   | 1,143   | 1,256   | 1,289   | 1,258   |
|            | 高学年 |                                                                                                                                                                      | 471     | 490     | 538     | 552     | 539     |
| ②－①        | 低学年 |                                                                                                                                                                      | 95      | 149     | 261     | 302     | 276     |
|            | 高学年 |                                                                                                                                                                      | 20      | 33      | 78      | 82      | 74      |
| 確保方策の内容    |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度に、余裕教室等を利用して児童ホームを整備することにより、すべての小学校での利用が可能となります。</li> <li>・需要が多く、待機児童が生じている地区について、順次解消を図るため児童ホームの増設を図ります。</li> </ul> |         |         |         |         |         |

### ③子育て短期支援事業（ショートステイ等）

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、原則7日以内に養育・保護を行う事業です。

単位：人日／年

|         | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                          | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 0                                                                                                                        | 50      | 49      | 48      | 46      | 45      |
| ②確保方策   |                                                                                                                          | 50      | 49      | 48      | 46      | 45      |
| ②－①     |                                                                                                                          | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を必要とする方が利用できるよう、制度の周知を図ります。</li> <li>・特定の受入先と年間を通じた契約により、受入態勢を整えます。</li> </ul> |         |         |         |         |         |

### ④病児・病後児保育事業

子どもが病気または病気の回復期に、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、一時的に保育を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る事業です。

単位：人日／年

|         | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                                                                          | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 400                                                                                                                                                                      | 2,651   | 2,613   | 2,555   | 2,475   | 2,404   |
| ②確保方策   |                                                                                                                                                                          | 1,200   | 1,200   | 2,700   | 2,700   | 2,700   |
| ②－①     |                                                                                                                                                                          | ▲1,451  | ▲1,413  | 145     | 225     | 296     |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・なのはなクリニック病児保育室「ゼフィルス」で実施しています。</li> <li>・事業計画期間内で、新たに市街地での開設を見込みます。</li> <li>・病後児保育について、ファミリー・サポート・センターによる事業展開を検討します。</li> </ul> |         |         |         |         |         |

### ⑤利用者支援事業

教育・保育施設や地域子育て支援事業の利用について、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い円滑に利用できるよう必要な支援を行う事業です。

単位：カ所

|         | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                                       | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 0                                                                                                                                     | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       |
| ②確保方策   |                                                                                                                                       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       |
| ②－①     |                                                                                                                                       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設および地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約や情報提供、相談などを行うことにより、利用者支援の充実を図ります。</li> </ul> |         |         |         |         |         |

## ⑥地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等において、子育てに関する相談・援助を実施するとともに、子育て中の親子の交流や関連情報の提供などを行う事業です。

単位：人日／年

|         | 平成 25 年<br>(実績)                          | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 67,634                                   | 85,954  | 83,791  | 81,950  | 79,763  | 77,140  |
| ②確保方策   |                                          | 85,954  | 83,791  | 81,950  | 79,763  | 77,140  |
| ②－①     |                                          | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 確保方策の内容 | ・既存の7施設において、各施設がそれぞれの特色を活かし、利用者の確保に努めます。 |         |         |         |         |         |

## ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、支援を希望する者（利用会員）と、支援を行うことを希望する者（協力会員）およびどちらも希望する者（両方会員）との相互援助活動事業です。就学児童の預かりや児童ホーム利用者の送迎などを行います。

単位：人日／週

|         | 平成 25 年<br>(実績)                                            | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 13                                                         | 38      | 38      | 38      | 38      | 38      |
| ②確保方策   |                                                            | 38      | 38      | 38      | 38      | 38      |
| ②－①     |                                                            | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 確保方策の内容 | ・利用会員数ならびに協力会員数の増加に努め、組織規模を拡大し、支援内容の周知を図り、利用しやすい提供体制を整えます。 |         |         |         |         |         |

## ⑧一時預かり事業（幼稚園・保育園ほか）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育をすることが一時的に困難となった児童を、主として昼間において一時的な預かりを行う事業です。

単位：人日／年

| 幼稚園     | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                                                                               | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 31,492                                                                                                                                                                        | 41,664  | 41,376  | 40,560  | 39,072  | 38,256  |
| ②確保方策   |                                                                                                                                                                               | 39,216  | 39,504  | 39,744  | 39,744  | 39,744  |
| ②－①     |                                                                                                                                                                               | ▲2,448  | ▲1,872  | ▲816    | 672     | 1,488   |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の就労等に対応した平日の授業終了後および長期休業期間における一時預かり事業または預かり保育の充実を図ります。</li> <li>私立保育園9園において、5日／週 対応を5人分増加することにより<br/>9園×200日／年×5人=9,000人</li> </ul> |         |         |         |         |         |

単位：人日／年

| 保育園ほか   | 平成 25 年<br>(実績)                                                                               | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 10,581                                                                                        | 9,901   | 9,577   | 9,360   | 9,129   | 8,795   |
| ②確保方策   |                                                                                               | 11,998  | 11,998  | 11,998  | 11,998  | 11,998  |
| ②－①     |                                                                                               | 2,097   | 2,421   | 2,638   | 2,869   | 3,203   |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の12施設（公立保育園6園、私立保育園6園）により、引き続き受入態勢を維持します。</li> </ul> |         |         |         |         |         |

## ⑨妊婦健診事業

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付することにより、経済的な負担を軽減し、妊娠中の健康管理の向上を図ります。

単位：人

|         | 平成 25 年<br>(実績)                                                                                                                             | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 1,360                                                                                                                                       | 1,312   | 1,291   | 1,267   | 1,219   | 1,179   |
| ②確保方策   |                                                                                                                                             | 1,312   | 1,291   | 1,267   | 1,219   | 1,179   |
| ②－①     |                                                                                                                                             | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 確保方策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関と契約を締結し、妊婦健診事業を実施します。</li> <li>【検査項目】<br/>診察、体重測定、身長測定、血圧測定、尿化学検査、血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査、</li> </ul> |         |         |         |         |         |

#### ⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師または助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行う事業です。支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなげ、乳児を育てている家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ります。

単位：人

|         | 平成 25 年<br>(実績)                  | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 1,141                            | 1,204   | 1,183   | 1,159   | 1,111   | 1,071   |
| ②確保方策   |                                  | 1,204   | 1,183   | 1,159   | 1,111   | 1,071   |
| ②－①     |                                  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 確保方策の内容 | ・保健師または助産師を派遣し、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 |         |         |         |         |         |

#### ⑪養育支援訪問事業

子育てや子どもの成長に不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師、保育士、子育て経験者等で研修を受けた者が保護者宅を訪問し、育児・家事等の養育能力を向上させるため、相談や支援を行います。

単位：人

|         | 平成 25 年<br>(実績)                              | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---------|----------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 82                                           | 170     | 170     | 170     | 170     | 170     |
| ②確保方策   |                                              | 170     | 170     | 170     | 170     | 170     |
| ②－①     |                                              | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 確保方策の内容 | ・研修を受けた保健師、保育士等が家庭を訪問することにより、養育支援訪問事業を実施します。 |         |         |         |         |         |

#### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じ助成を行います。

#### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業を必要に応じて実施します。

## (1) 計画の周知

本計画は、男女が互いに尊重しあい、助けあいながら楽しく子育てするゆとりある家庭づくり、子どもがいいきと学び・遊び、子育て世代が安心して働き・暮らせる地域社会づくりを目指しています。

そのため、家庭、地域、企業などでの市民等の主体的かつ積極的な取り組みを促進するため、市ホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・配布などを行い、本計画の周知に努めます。

## (2) 計画の推進体制

本計画では、子育て支援の量の拡充と質の向上両面から充実させるとともに、家庭、学校・幼稚園・保育園等、地域、企業等、行政その他社会を構成するすべての人が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことが求められています。

### ①家庭

家庭は子どもが初めて人とふれあう場であり、生まれ育つ基本的な場でもあります。このため、子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。

### ②学校・幼稚園・保育園等

学校・幼稚園・保育園等は子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、自ら学び豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、家庭や地域との連携をより深めることが必要であり、多様な体験を通じて「生きる力」や「自身が育つ力」を育む教育の推進に努めることが必要です。

### ③地域

地域はそこに住むすべての人が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。このため、子育て中の家庭を地域で支援し、子どもたちを地域のなかで明るくのびのびと育てることができるよう、子育て支援に関わる団体との協働、連携を図り施策を推進します。

#### ④企業等

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている労働者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備、制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが必要です。

#### ⑤行政

行政は市民の求めるニーズを把握し、事業に取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取り組みが進められるよう子育てに関わる諸機関および各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図る必要があります。

また、本計画を着実に推進していくため、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに効果を検証し、事業内容の有効性の維持向上に努めるPDCAサイクルを活用しながら、可能な限り効率的な事業運営を図っていきます。

